

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月19日
【会社名】	SREホールディングス株式会社
【英訳名】	SRE Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西山 和良
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目1番2号
【電話番号】	03-6274-6550（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務・コーポレートソリューション担当 久々湊 暁夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山三丁目1番2号
【電話番号】	03-6274-6512（直通）
【事務連絡者氏名】	人事総務課 統括課長 曾根 徳彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（第7回新株予約権） その他の者に対する割 当 590,200円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額  76,816,800円 （第8回新株予約権） その他の者に対する割 当 885,300円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額  115,225,200円

（注）1．本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。

2．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

**第一部【証券情報】****第1【募集要項】****1【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）】****（1）【募集の条件】**

発行数	454個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	590,200円
発行価格	新株予約権1個につき1,300円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年4月6日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	SREホールディングス株式会社 コーポレートソリューション部 東京都港区北青山三丁目1番2号
払込期日	2020年4月6日
割当日	2020年4月6日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 本店 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

（注）1．第7回新株予約権証券（以下「本第7回新株予約権」という。）の発行については、2020年3月19日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

- 2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第7回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3．払込期日までに割当予定先との間で本第7回新株予約権の総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第7回新株予約権の発行は行われないこととなります。
- 4．本第7回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 5．目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## （２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	SREホールディングス株式会社 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	45400株 本第7回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金1,679円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	76,816,800円 （注）当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな ない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第7回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第7回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第7回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第7回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2023年7月1日から2030年3月31日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 SREホールディングス株式会社 コーポレートソリューション部 東京都港区北青山三丁目1番2号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 本店 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
新株予約権の行使の条件	1. 本第7回新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において当社の売上が70億円を超過した場合、且つ、同期間のいずれかの事業年度において当社の営業利益が9億円を超過した場合に限り、本第7回新株予約権を行使することができる。 なお、上記における売上の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における売上の金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。 2. 新株予約権者は、本第7回新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 3. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日から1年を経過する日までの期間に限り、第7回新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権を相続することができない。

	<p>4. 本第7回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第7回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本第7回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第7回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第7回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第7回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>

## (注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第7回新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第7回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本第7回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 行使価額の調整

本第7回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本第7回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第7回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 3. 本第7回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第7回新株予約権を行使請求しようとする本第7回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第7回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

## 4. 本第7回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第7回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第7回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第7回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとします。

## 5. 本第7回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第7回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	681個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	885,300円
発行価格	新株予約権1個につき1,300円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年4月6日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	SREホールディングス株式会社 東京都港区北青山三丁目1番2号
払込期日	2020年4月6日
割当日	2020年4月6日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 本店 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(注) 1. 第8回新株予約権証券(以下「本第8回新株予約権」という。)の発行については、2020年3月19日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第8回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本第8回新株予約権の総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第8回新株予約権の発行は行われないこととなります。
4. 本第8回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## （２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	SREホールディングス株式会社 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	68,100株 本第8回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金1,679円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	115,225,200円 （注）当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな ない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第8回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第8回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第8回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第8回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2023年7月1日から2030年3月31日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 SREホールディングス株式会社 コーポレートソリューション部 東京都港区北青山三丁目1番2号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 本店 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
新株予約権の行使の条件	1. 本第8回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本第8回新株予約権を行使することができず、受託者より本第8回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第8回新株予約権者」という。）のみが本第8回新株予約権を行使できることとする。 2. 受益者は、2021年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において当社の売上高が70億円を超過した場合、且つ、同期間のいずれかの事業年度において当社の営業利益が9億円を超過した場合に限り、本第8回新株予約権を行使することができる。 なお、上記における売上高の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における売上高の金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。

	<p>3. 受益者は、本第8回新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>4. 受益者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び受益者が死亡した日から1年を経過する日までの期間に限り、第8回新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権を相続することができない。</p> <p>5. 本第8回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第8回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本第8回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第8回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第8回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第8回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>



## (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

## (注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第8回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第8回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第8回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 行使価額の調整

本第8回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本第8回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第8回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 3. 本第8回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第8回新株予約権を行使請求しようとする本第8回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第8回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

## 4. 本第8回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第8回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第8回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第8回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとします。

## 5. 本第8回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第8回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

### 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
192,042,000	10,000,000	182,042,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額（〔発行価額総額〕円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（〔行使価額総額〕円）を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる金額の総額	行使に際して払い込まれる金額の合計額
第7回新株予約権	590,200円	76,226,600円
第8回新株予約権	885,300円	114,339,900円
合計	1,475,500円	190,566,500円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
4. 第7回新株予約権及び第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」と総称します。）の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

#### (2)【手取金の使途】

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役及び従業員（以下「当社グループ役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は本新株予約権を保有することとなった当社グループ役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 第7回新株予約権

## a. 割当予定先の概要

氏名	西山 和良
住所	東京都杉並区
職業の内容	当社代表取締役社長

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式600株を保有しております。
人事関係	当社の代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

## (2) 第8回新株予約権

## a. 割当予定先の概要

氏名	柿沼 孝佳
住所	東京都板橋区
職業の内容	税理士 柿沼孝佳税理士事務所 所長

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

## &lt; 信託の内容 &gt;

当社は、当社グループ役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である西山和良を委託者（以下、「本委託者」といいます。）とし、柿沼孝佳を受託者（以下「本受託者」または「柿沼氏」といいます。）とする時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、時価発行新株予約権信託<sup>①</sup>（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプランを実施いたします。

本委託者は、本インセンティブプランを実施するため、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してその手許資金を信託し、本受託者は、信託拠出された資金を用いて新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで本第8回新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本第8回新株予約権は、新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従い、2023年7月3日（以下「交付日」といいます。）において、受益者となる当社グループ役職員（以下「受益者」といいます。）において、当社グループ役職員のうち当社の評価委員会で受益者として指名された者（以下「受益者」といいます。）に分配されることとなります（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。

なお、交付ガイドラインなお、交付ガイドラインにおいては、具体的な配分方法として、当社グループ役職員のうち、当社の役職基準において交付日時時点で統括課長以上の者を対象とし、その者の交付日における役職と本インセンティブプラン導入後、交付日までの間、半期に1度実施される人事評価の平均（S+乃至Cの8段階で構成されます。）とに応じて設定されたキャリアポイント付与基準に従って付与されるキャリアポイント数に比例按分する形で、本第8回新株予約権の総数を分配して交付することと定められる予定です。また、中途採用者について

は、入社した月から交付日の前営業日までの在籍月数に応じて、キャリアポイントが期間按分される旨定められる予定です。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来入社する者も含めて、将来の分配時点の当社役職員に対して、それまでの貢献度を考慮して新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された新株予約権を、本信託の趣旨に従って交付日までの期間中の当社グループ役職員の貢献又は新規採用者への貢献期待に応じて将来的に分配することが可能であり、将来採用される役職員に対しても、今後の業績達成条件が達成された場合に見込まれる株価上昇に先立ち発行された、既存の役職員と同条件の新株予約権の分配が可能となるなど、従来型のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の新株予約権を将来の貢献度に応じて当社グループ役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

当社は、このように本インセンティブプランを活用することにより、当社の現在及び将来の当社役職員のいずれもが当社において待遇に関して不公平を感じることなく、当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれるものと期待しております。

なお、本新株予約権には、当社の連結売上高に関する業績達成条件が定められております。当該条件を設定することにより、本制度の対象となる当社グループ役職員の業績達成意欲をより一層向上させ、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

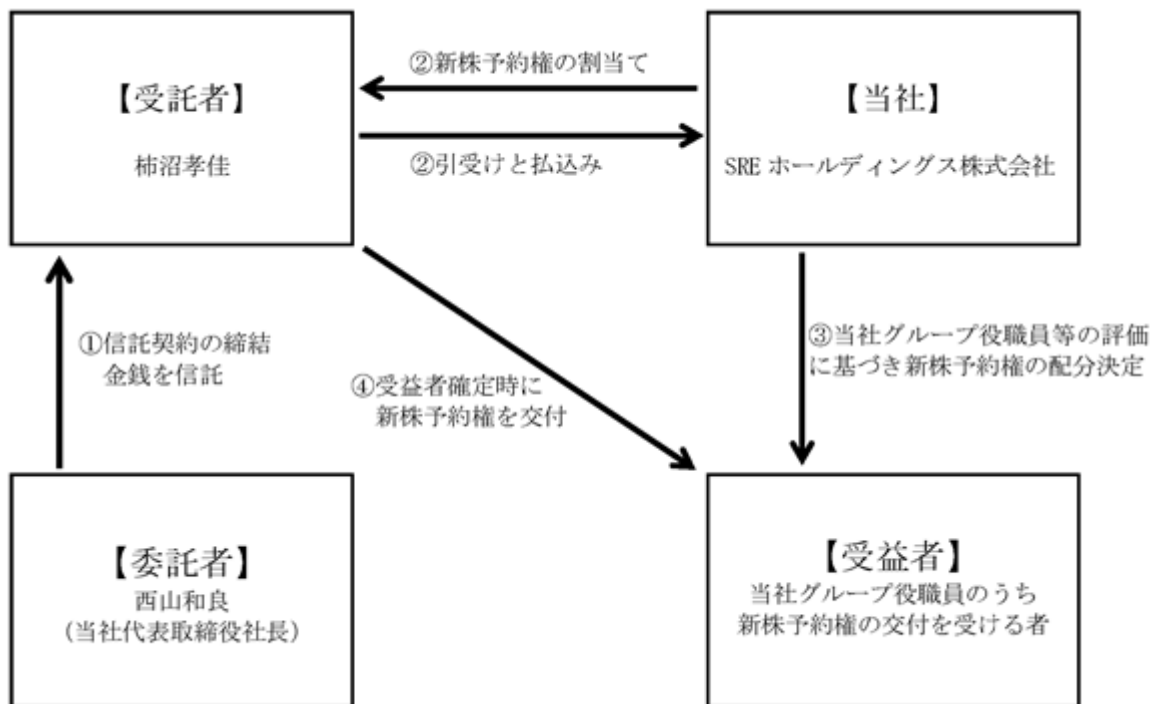
以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

なお、上記のとおり、本第7回新株予約権は当社代表取締役である西山和良のみを割当対象としております。これは、本信託の性質上、委託者である西山だけが本インセンティブプランの対象外となってしまうことや、当社の代表取締役である西山に対しては、直接に新株予約権を割当てることで当社の企業価値の向上や業績目標の達成に対してより一層のコミットメントを示すことが適切であると考えられることを理由とするものであります。当社は、信託を用いた本インセンティブプランと同一の業績目標を行使条件とした有償新株予約権を合わせて活用することにより、当社グループ役職員の全員が当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれることを期待するものであります。

#### < 本信託の概要 >

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	西山 和良（当社代表取締役社長）
受託者	柿沼 孝佳（税理士）
受益者	新株予約権交付日に受益者として指定された者 （受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	2020年3月31日
交付日	2023年7月3日
信託の目的	第8回新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	新株予約権交付日時点の当社グループ役職員のうち受益者として指定された者を受益者とし、各人への新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である2020年3月31日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、交付日に本第8回新株予約権を交付する当社グループ役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社グループ役職員の業績を評価し、本第8回新株予約権の分配を行います。その内容は、上記「信託の内容」記載の通りです。

## &lt;本インセンティブプランの概要図&gt;



本委託者である西山和良が本受託者である柿沼氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本信託の設定を前提に、本届出書提出日に開催された取締役会決議に基づき、本受託者に対して第8回新株予約権を発行し、受託者である柿沼氏は、上記で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本第8回新株予約権を引き受けます。そして、本第8回新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い新株予約権を交付日まで保管します。

当社は、交付ガイドラインの定めに従い、各当社グループ役員に対して交付すべき第8回新株予約権の個数を決定します。

本信託の交付日に、受益者が確定し、本受託者が保管していた第8回新株予約権が受益者に分配されます。

新株予約権の分配を受けた受益者は、当該新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

本受託者が死亡した場合については、信託法第62条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

## c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、中期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社グループ役員員の意欲及び士気をより一層向上させることを目的として、本第7回新株予約権については当社代表取締役社長である西山和良に対して、本第8回新株予約権については本信託の受託者である柿沼氏に対して有償にて発行されるものであります。

本第7回新株予約権の割当予定先として西山和良を選定した理由は、本信託の性質上、委託者が受益者となることのできないこと、及びに当社代表取締役社長である西山に対しては、新株予約権を直接割り当てることにより当社の企業価値向上に対するコミットメントを強めることができると判断したためであります。

また、本第8回新株予約権の割当予定先として柿沼氏を選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、受託者である柿沼氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となること許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における受託者の主たる業務は、信託期間中に新株予約権を管理すること、交付日に新株予約権を受益者へ分配すること及び本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。次に、柿沼氏は、税理士であるため、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行

う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、柿沼氏は、委託者である西山和良の税務顧問であり、当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、柿沼氏を本第8回新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は西山和良を割当先とする本第7回新株予約権45,400株と、柿沼氏を割当先とする本第8回新株予約権68,100株の合計113,500株であります。

e．株券等の保有方針

本第7回新株予約権の割当予定先である西山和良と当社との間において、本第7回新株予約権に係る継続保有の取り決めはございません。

また、本第8回新株予約権の割当予定先である柿沼氏は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、第8回新株予約権を、各信託の新株予約権交付日まで保管し、その後、受益者である当社グループ役職員へ交付することとなっております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、本第7回新株予約権については、割当予定先である西山和良名義の預金通帳の写しを入手することにより確認を行っております。

当社は、委託者である西山和良が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、2020年3月31日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者から拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有される予定である旨を確認することによって、本第8回新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は2019年12月19日付で東京証券取引所へ提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項2．反社会的勢力に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載のとおり、反社会的勢力排除のための体制を整備しており、本第7回新株予約権の割当予定先である当社代表取締役社長の西山和良は反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社は、本第8回新株予約権の割当予定先である柿沼氏から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関りを調査し、柿沼氏が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回数ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施し、本第7回新株予約権については1個当たり1,300円、本第8回新株予約権については1個当たり1,300円として評価結果を算出しております。

##### <第7回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値1,679円/株、株価変動性52.05%、配当利回り0%、無リスク利率0.022%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,679円/株、満期までの期間10年、業績条件）

##### <第8回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値1,679円/株、株価変動性52.05%、配当利回り0%、無リスク利率0.022%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,679円/株、満期までの期間10年、業績条件）

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、各本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、各本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2020年3月18日）の東京証券取引所における普通取引の終値1,679円を参考として、当該終値と同額の1株1,679円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず適法である旨の見解を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は113,500株（議決権数1,135個）であり、2020年2月末日現在の当社発行済株式総数株15,138,200（議決権数151,382個）を分母とする希薄化率は0.8%（議決権の総数に対する割合は0.8%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社グループ役員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数113,500株に対し、当社普通株式の過去3ヶ月間における1日当たり平均出来高は約150,000株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ソニー株式会社(注)	東京都港区港南1-7-1	7,727,400	51.08%	7,727,400	50.69%
Zホールディングス株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	6,000,000	39.66%	6,000,000	39.34%
西山 和良	東京都杉並区	380,100	2.51%	425,500	2.79%
柿沼 孝佳	東京都板橋区	0	0%	68,100	0.45%
角田 智弘	東京都品川区	63,000	0.42%	63,000	0.41%
河合 通恵	東京都世田谷区	51,000	0.34%	51,000	0.33%
青木 和大	東京都世田谷区	42,000	0.28%	42,000	0.28%
喜志 武弘	神奈川県横浜市都筑区	32,100	0.21%	32,100	0.21%
清水 卓	千葉県船橋市	30,000	0.20%	30,000	0.20%
上出 昇	神奈川県横浜市青葉区	30,000	0.20%	30,000	0.20%
計		14,355,600	94.12%	14,469,100	94.87%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、2019年9月30日現在の所有議決権数を、2019年12月31日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第5期
決算年月	2019年3月
売上高 (千円)	2,896,438
経常利益 (千円)	435,049
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	259,568
包括利益 (千円)	259,568
純資産額 (千円)	3,179,486
総資産額 (千円)	4,115,804
1株当たり純資産額 (円)	231.45
1株当たり当期純利益 (円)	18.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-
自己資本比率 (%)	77.2
自己資本利益率 (%)	8.5
株価収益率 (倍)	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	313,839
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	207,027
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	761
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,483,489
従業員数 (人)	121
(外、平均臨時雇用者数)	(5)

(注) 1. 当社は、第5期より連結財務諸表を作成しております。第1期、第2期及び第3期については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。第4期については当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、2018年7月5日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 当社は、2019年8月20日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、2019年3月期時点では、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

6. 株価収益率については、2019年3月期時点では、当社株式は非上場であったため、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

8. 第5期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

## (2) 提出会社の状況

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	226,534	1,168,369	2,067,361	2,597,370	2,853,923
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	311,874	427,005	90,069	196,019	380,287
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	314,654	485,334	227,505	300,340	220,650
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	422,500	1,822,450	1,822,450	1,822,450	1,822,450
発行済株式総数 (株)	14,650	45,760	45,760	45,760	4,576,000
純資産額 (千円)	530,345	2,846,140	2,618,634	2,918,804	3,118,376
総資産額 (千円)	757,460	3,329,863	3,240,258	3,568,691	4,022,476
1株当たり純資産額 (円)	36,201.08	62,170.25	57,198.54	212.54	227.00
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	30,064.27	13,025.63	4,971.72	21.88	16.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	70.0	85.4	80.8	81.8	77.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	10.9	7.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	327,985	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	300,724	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	276	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	2,375,916	-
従業員数 (人)	50	115	135	119	117
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(1)	(4)	(6)	(4)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2018年7月5日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、発行済株式総数は4,576,000株になっております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第1期、第2期及び第3期については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。第4期については当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。また、第5期については連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

4. 当社は、2018年7月5日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 当社は、2019年8月20日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

7. 第1期、第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第4期及び第5期については、潜在株式は存在するものの、2019年3月期時点では、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

8. 第1期、第2期及び第3期の自己資本利益率は、当期純損失であるため、記載しておりません。

9. 株価収益率については、2019年3月期時点で当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

10. 当社は、第4期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期、第2期及び第3期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。また、当社は、第5期より連結財務諸表を作成しておりますので、第5期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
11. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
12. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第1期、第2期及び第3期の数値につきましては、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。
13. 当社は、上記4及び5のとおり、2018年7月5日付で普通株式1株につき100株、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書( )の部』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期、第2期及び第3期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
1株当たり純資産額 (円)	120.67	207.23	190.66	212.54	227.00
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( ) (円)	100.21	43.42	16.57	21.88	16.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

## 2【沿革】

年月	沿革
2014年4月	ソニー不動産株式会社を設立
2014年8月	東京都中央区銀座において営業開始
2015年7月	ヤフー株式会社(2019年10月1日よりZホールディングス株式会社に商号変更)(注1)に対して第三者割当増資を実施し、業務提携契約を締結
2015年10月	AI技術を利用して不動産売買推定価格を算出する「不動産価格推定エンジン」の提供を開始
2015年11月	「おうちダイレクト」(注2)サービスを開始
2017年7月	株式会社マネーフォワードとの連携を開始
2018年3月	株式会社マネジメント・シェルパ・ソリューション(現持分法適用関連会社)に出資
2018年5月	AI技術を活用してマンション価格情報を独自の切り口で紹介する「マンションAIレポート」を公開
2018年10月	大阪府宅地建物取引業協会(加盟不動産業者数約8,500社)と業務提携を結び、同協会加盟業者への「不動産仲介業務支援機能」の提供を開始 「おうちダイレクト」サービスの一環として「不動産仲介業務支援機能」の提供を開始 不動産事業者向けに不動産成約価格データを蓄積・算出する不動産AIソリューション事業を開始 IoT環境を備えたスマートホーム「AI FLAT(アイフラット)」シリーズの提供を開始 AIソリューション事業に特化した100%子会社であるSRE AI Partners株式会社(現連結子会社)を設立
2019年1月	吸収分割の方法により、SRE AI Partners株式会社にAIソリューション事業を承継
2019年4月	本社を東京都港区北青山へ移転
2019年5月	東京都宅建協同組合(加盟不動産業者数約14,000社)と業務提携を結び、同組合加盟業者への「不動産仲介業務支援機能」の提供を開始
2019年6月	商号を「ソニー不動産株式会社」から「SREホールディングス株式会社」へ変更 SRE AI Partners株式会社、株式会社マネジメント・シェルパ・ソリューションとともに「テレプレゼンス システム(4K超解像技術、最適化した視認性制御技術やステレオエコーキャンセルを始めとする高音質化技術を駆使し、"あたかも同じ空間にいるかのような自然なコミュニケーション"ができる隔地間におけるコミュニケーションツール)のホテル向けビジネス導入に向けたトライアルを開始 機械学習を用いた「AIによる将来予測ツール」の導入コンサルティング及びサポートサービスを開始

(注)1. 2019年10月1日より、Zホールディングス株式会社が当社の株主となり、Zホールディングス株式会社の100%子会社である新設のヤフー株式会社が、当社と業務提携契約等を締結しております。

2. 「おうちダイレクト」は、マンションの所有者が「不動産価格推定エンジン」の提示する推定成約価格などを参考に、不動産仲介業者を通さずに自らインターネット上で直接マンションの売出しを行うことができるセルフ売却機能と、物件を売りたい売主からの問合せをインターネット上で集め、問合せがあった売主に対して「不動産価格推定エンジン」の提示する不動産査定価格を盛り込んだ査定書を提示し、不動産売却媒介契約を締結できた売主の物件をインターネット上で広告し買主を募集するといった一連の不動産仲介業務を一気通貫で支援する不動産仲介業務支援機能を備えた不動産売買プラットフォームであります。

### 3【事業の内容】

当社グループは、実業（リアル）である不動産事業、当社と、連結子会社1社（SRE AI Partners株式会社）及び持分法適用関連会社1社（株式会社マネジメント・シェルパ・ソリューション）により構成されております。また、ソニー株式会社、Zホールディングス株式会社はその他の関係会社であります。

当社グループの事業の歴史としましては、「不動産事業」、「ITプラットフォーム事業」、「AIソリューション事業」の順で発展してまいりました。実業（リアル）である「不動産事業」、ITの高度なテクノロジーとAI技術を基盤とした「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」の3つの事業を有機的に結合させた『AI×リアル』ソリューション事業を展開しております。

「不動産事業」、「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」だけをそれぞれ行う事業者はありますが、当社が調べた限りではこれらの3つの事業を統合的に行っている事業者はなく、実業（リアル）を通じて得たデータ及び知見をAI技術やITにフィードバックし、それにより向上したAI技術やITを実業（リアル）に導入、またそこからフィードバックを得るといふ、3つの事業が相互に補完し合う強固なビジネスモデルを構築している点が、当社グループの強みであると考えております。

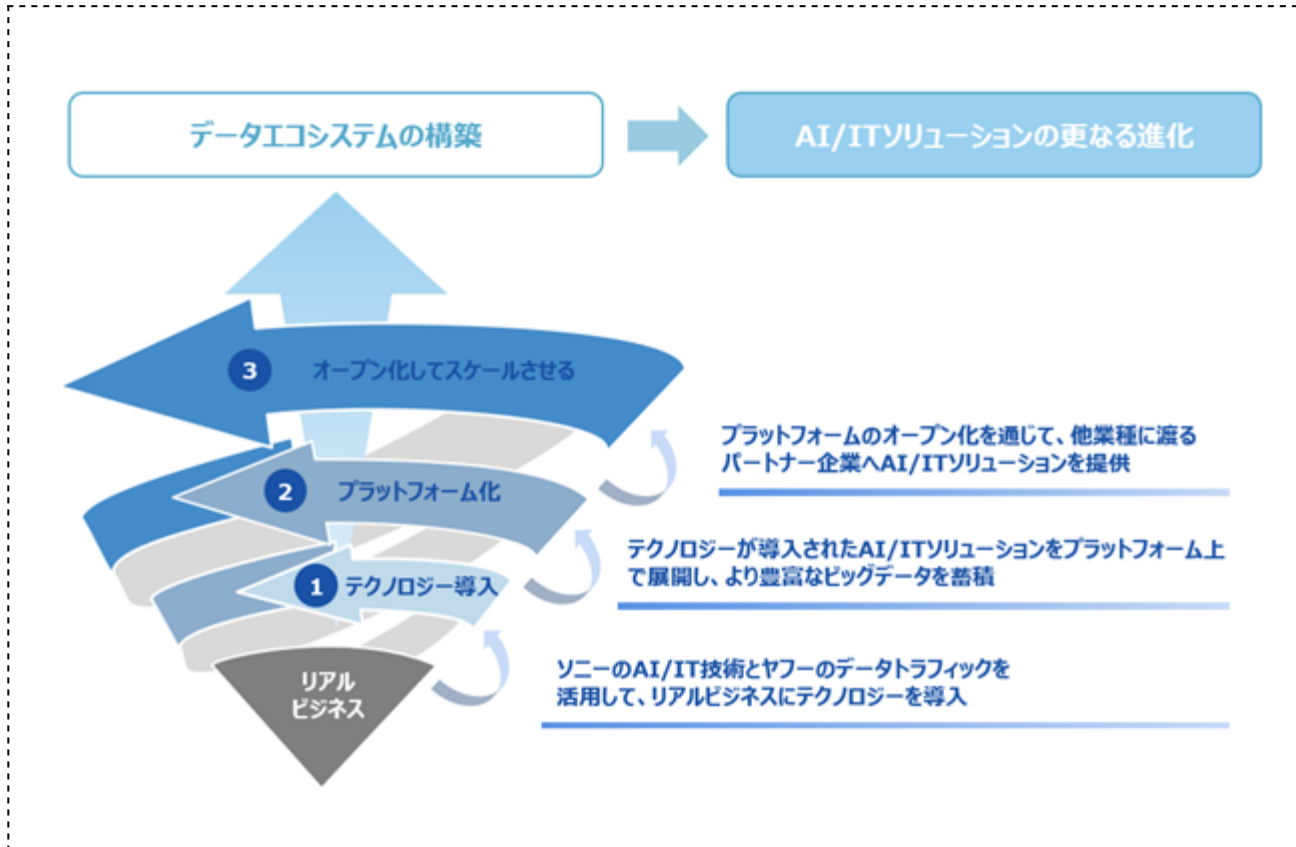
「不動産事業」においては、日本の不動産仲介ビジネスの従来への慣習を打破することをコンセプトとして、1人の社員が売主、買主の双方を担当せずにどちらか一方のみを担当し、担当する売主又は買主の利益のみを徹底追求する「エージェント制」を採用しております。なお、2018年度に当社が担当した不動産取引の契約額は、売主を担当する場合が9割以上を占めております。また、売主に対して不動産査定価格を提案する際には、不動産の市場動向、不動産の専有面積、築年数、間取り、階数、バルコニー方向などの住居条件、駅からの距離などの立地条件、住居中、空室、賃貸中などの入居状況など大量のデータをAI技術によって処理する「不動産価格推定エンジン」を活用し、恣意性を排した客観的な不動産査定価格を提示し、その上で、担当する社員の専門性を加味した不動産査定価格を提示しております。「エージェント制」と「不動産価格推定エンジン」の2つの特色を有することで、公平かつ客観的な不動産コンサルティングサービスを顧客に提供しております。

「ITプラットフォーム事業」としては、物件を売りたい売主からの問合せをインターネット上で集め、問合せがあった売主に対して「不動産価格推定エンジン」の提示する不動産査定価格を盛り込んだ査定書を提示し、不動産売却媒介契約を締結できた売主の物件をインターネット上で広告し買主を募集するといった一連の不動産仲介業務を、一気通貫で支援する不動産仲介会社向けのサービスを「おうちダイレクト」というITプラットフォームを通じて提供しております。「おうちダイレクト」を不動産仲介会社に提供することでその利用料をサブスクリプション形式で頂き、不動産仲介に係る取引データを蓄積することができております。また、不動産仲介業者を通さずに個人が自らマンションの売出しを行うことができる個人向けサービスも提供しております。

「AIソリューション事業」では、「不動産事業」や「おうちダイレクト」を利用する不動産仲介会社を通じて得られた大量の不動産取引データを、AI技術によって処理する「不動産価格推定エンジン」を、不動産仲介会社及び金融機関向けに提供しております。「ITプラットフォーム事業」において提供する「不動産価格推定エンジン」では、不動産売買価格のみを提供しておりますが、「AIソリューション事業」において提供する「不動産価格推定エンジン」においては、不動産売買価格のみならず、不動産賃貸の賃料を推定する機能なども提供しております。さらに、不動産仲介業者及び金融機関のみならず電力業界や情報通信業界に対して、マーケティング活動、営業活動、人事業務、在庫管理業務といった顧客企業の様々な顕在的、潜在的な経営課題を、AI技術を用いて解決するコンサルティングサービスを提供しております。顧客企業の業務の過去の実績データを表形式に整理した上で、将来予測をAI技術により行うソフトウェアに入力すると、自動的に機械学習が実行され、顧客企業の経営課題を解決するための「AIによる将来予測ツール」が生成され、顧客企業は、「AIによる将来予測ツール」を業務に活用して将来予測を行うことで、業務の効率化を実現できるようになります。

ソニー、ヤフーとの協業に於いては、ソニーとは\*\*\*で、ヤフーとは\*\*で協業を継続しております。

当社は、第1期から第5期まで、「不動産事業」を中心に発展してまいりましたが、2017年より開始した不動産仲介会社向けの「ITプラットフォーム事業」及び2018年10月より開始した「AIソリューション事業」が順調な立ち上がりをみせていることから、今後は、「ITプラットフォーム事業」、特に「AIソリューション事業」を中長期的な成長ドライバーと位置付け、「不動産事業」から得られる実業の知見及び不動産取引オペレーションデータに加えて「ITプラットフォーム事業」から継続的に生成される豊富な不動産取引データを活用することで「不動産価格推定エンジン」の不動産仲介業者及び金融機関への利用拡大を図り、また、顧客企業の様々な顕在的、潜在的な経営課題を、AI技術を用いて解決するコンサルティングサービスを本格化することで、「AIソリューション事業」の成長を図ってまいります。



当社グループは、実業(リアル)である「不動産事業」、ITの高度なテクノロジーとAI技術を基盤とした「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」の3つの事業を有機的に結合させた『AI×リアル』ソリューション事業を展開しており、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントであります。その為、セグメント情報を記載していないため、以下、主要な事業内容について記載しております。。

#### (1) 不動産事業

当社グループは、不動産仲介サービス、IoTを活用したスマートホームサービスを展開しております。

##### 不動産仲介サービス

不動産仲介サービスにおいては、専門性の高い不動産仲介エージェントが、大量の不動産取引データをAI技術によって処理する「不動産価格推定エンジン」を活用し、コンサルティングサービスを提供しております。

当社グループの不動産仲介サービスにおいては、売主、買主の双方を担当せずどちらか一方のみを担当し、担当する売主又は買主の利益のみを徹底追及する「エージェント制」を採用しております。当社グループの「エージェント制」においては、当社グループの担当社員は売主及び買主のどちらか一方のお客様しか担当せず、当社グループが売主及び買主の両方を担当する場合には売主と買主にそれぞれ異なる担当社員をエージェントとしてつけるため、各エージェントにおいては、お客様の意思決定に必要な情報をすべて開示し、お客様の自由な意思決定による不動産売却又は購入を支援しております。

一般の不動産仲介業務においては、1人の営業担当者が売主及び買主の双方を担当し、売主及び買主の双方から不動産売買仲介手数料をいただく仕組みとなっており、より物件を高く売りたい売主、より物件を安く買いたい買主の双方が満足できない取引になる可能性は否めませんが、当社グループの「エージェント制」はどちらか一方のみの立場にたち、お客様を支援することで顧客満足度の高いコンサルティングサービスを提供しております。

不動産仲介サービスは、第1期からの祖業として当社グループの安定的な収益基盤であるとともに、「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」に対して、不動産実業の知見及び不動産取引オペレーションデータを継続的に提供する重要なサービスであると位置づけております。

#### 当社独自の不動産仲介



売主様・買主様どちらか一方だけを担当するのが当社の特長です。  
仲介手数料は担当したどちらか一方よりいただく仕組みです。

#### 一般的な不動産仲介



不動産仲介会社が不動産の売主様と買主様の両方を担当し、  
売主様・買主様の双方から仲介手数料をいただく仕組み。

### スマートホームサービス

スマートホームサービスにおいては、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供するIoTサービス「MANOMA」を搭載した、主にファンドや法人に販売する収益型不動産「AIFLAT（アイフラット）」の施工・販売を行っております。

「AIFLAT（アイフラット）」では、本来の「MANOMA」に加えて、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供するIoT機器「マルチファンクションライト」や超高速インターネット回線「NURO 光」も標準装備し、ホームセキュリティ機能、家電の遠隔コントロール機能、宅内における音声コントロール及びスマートロックの利用などが可能となっており、「AIFLAT（アイフラット）」のテーマであるIoTスマートホームを具現化しております。

スマートホームサービスは、当社グループの高収益なサービスであるとともに、IoT機器の利用頻度などの情報を利活用する上で重要なサービスであると位置づけております。

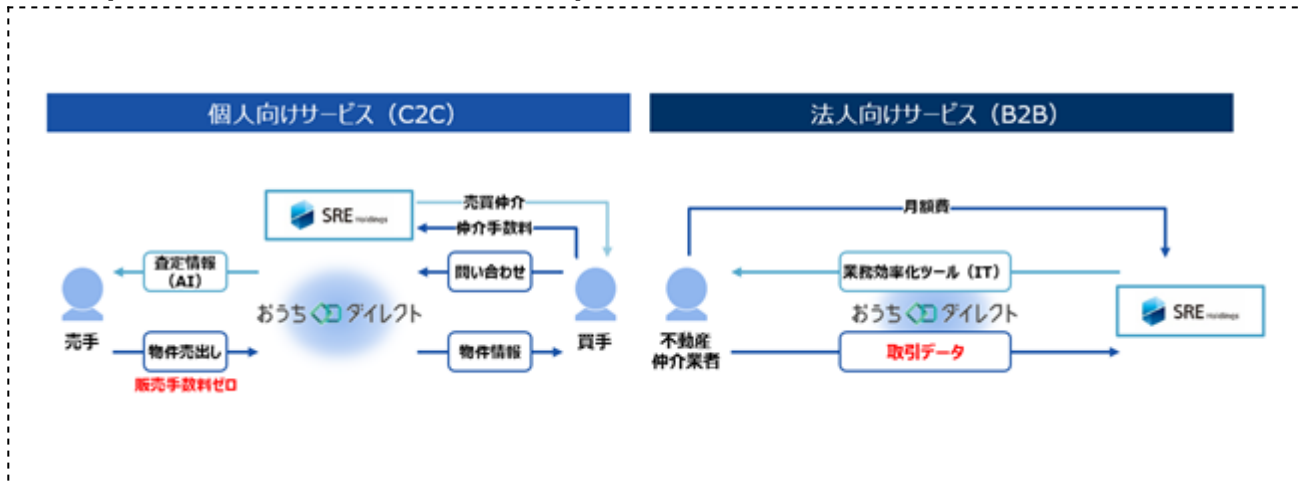




## (2) ITプラットフォーム事業

当社グループは、マンションの所有者が「不動産価格推定エンジン」の提示する推定成約価格などを参考に不動産仲介業者を通さずに自らインターネット上で直接マンションの売出しを行うことができるセルフ売却機能と、物件を売りたい売主からの問合せをインターネット上で集め、問合せがあった売主に対して「不動産価格推定エンジン」の提示する不動産査定価格を盛り込んだ査定書を提示し、不動産売却媒介契約を締結できた売主の物件をインターネット上で広告し買主を募集するといった一連の不動産仲介業務を一気通貫で支援する不動産仲介業務支援機能を備えた不動産売買プラットフォームである「おうちダイレクト」をヤフー株式会社と共同で提供しております。

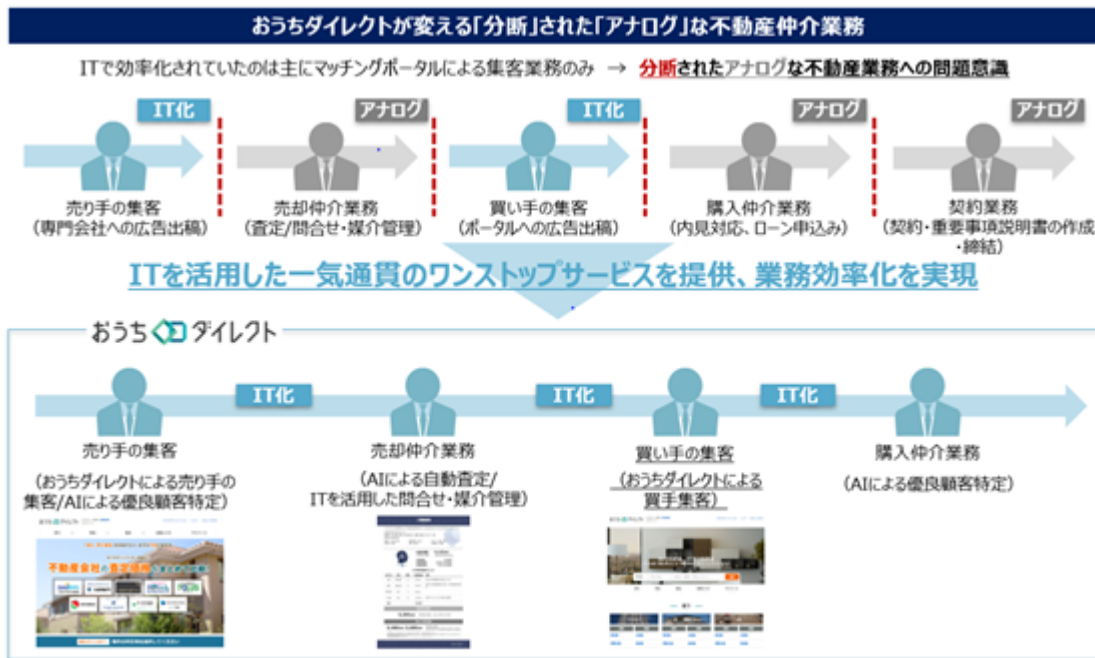
[おうちダイレクトの2つのビジネスモデル]



不動産仲介業務支援機能として、物件を売りたい売主からの問合せをインターネット上で集める集客機能、問合せがあった売主に対して、「不動産価格推定エンジン」の提示する不動産査定価格のみならず周辺の物件の成約情報など売主の意思決定にあたって必要な情報も盛り込んだ査定書を作成する機能、不動産仲介業者が不動産売却媒介契約を締結できた売主の物件をインターネット上に掲載して買主を募集する広告機能及びAI技術による優良顧客特定機能の4つの機能を提供しております。

従来、大手不動産ポータルサイトのビジネスモデルは、不動産を購入することをSearch(検索・検討)しているユーザー向けに、不動産の広告情報を掲載する広告ビジネスであり、その後のTransaction(内見 申込 交渉 契約)プロセス全般に対して、AI技術やITによるサービスを提供していませんでした。これに対して、当社グループは、物件を売りたい売主からの問合せをインターネット上で集め、問合せがあった売主に対して「不動産価格推定エンジン」の提示する不動産査定価格を盛り込んだ査定書を提示し、不動産売却媒介契約を締結できた売主の物件をインターネット上で広告し買主を募集するといった一連の不動産仲介業務を一気通貫で支援する不動産仲介業務支援機能を提供しております。その結果、複数の不動産仲介会社に不動産仲介業務支援機能をご利用頂き、不動産仲介会社を通じて得たデータ及び知見をAI技術やITにフィードバックし、AI技術の精度やITの利便性をさらに向上させております。

## [一般的な不動産仲介業務とのうちダイレクトの比較]

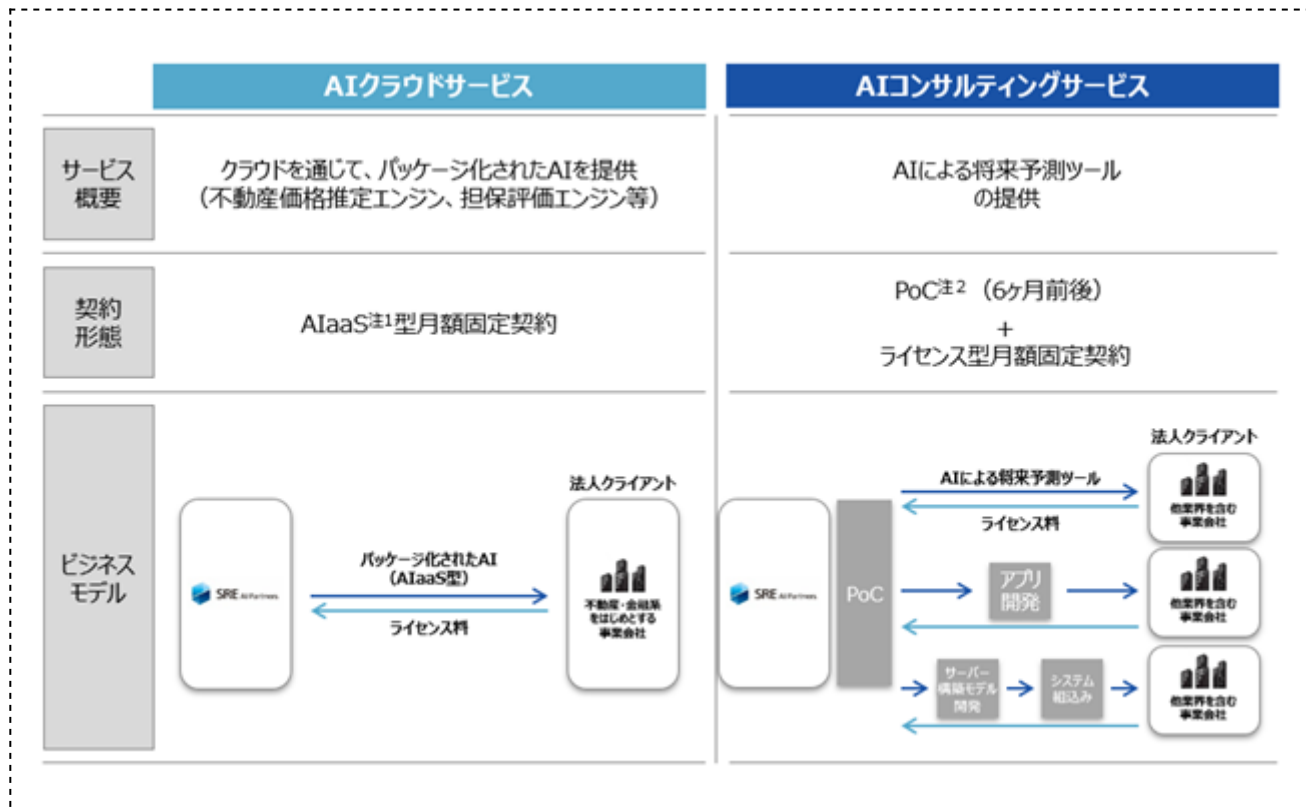


Search(検索・検討)領域においては、「のうちダイレクト」及びヤフー株式会社の運営する「Yahoo! 不動産」や「Yahoo! メール」などよりインターネットトラフィックを生成し、また、大手不動産ポータルサイトが参入していないTransaction(内見 申込 交渉 契約)領域においては、当社グループの不動産仲介サービス及び不動産仲介業務支援機能を利用する不動産仲介業者よりTransactionデータを収集できております。その結果、AI/ITサービスの質の向上につながり、プラットフォーム利用者がさらに増加することを目指しております。



## (3) AIソリューション事業

2018年10月に、「AIソリューション事業」を行うための100%子会社であるSRE AI Partners株式会社を設立し、SRE AI Partners株式会社を通じて各種業界向けにAI技術を用いたソリューションサービスを提供しております。「AIソリューション事業」としては、AIクラウドサービス及びAIコンサルティングサービスの2つのサービスを展開しております。2018年10月に事業を開始しているため、事業活動期間としては短く、事業規模としては3つの事業の中では相対的に小さい状態であります。



(注) 1. AlaaSは、AI as a Serviceの略称で、ユーザー側にソフトウェアをインストールするのではなく、クラウド側でAI技術を搭載したソフトウェアを稼働させ、ユーザーはネットワーク経由でソフトウェアの機能を活用できるサービスを指しております。

2. PoCは、Proof of Conceptの略称で、試作開発の前段階における検証やデモンストレーションを指しております。

## AIクラウドサービス

AIクラウドサービスは、ディープラーニング（深層学習）技術（（注）1）を核とし、当社グループが持つ不動産査定ノウハウや不動産取引特有の知識を導入し開発した「不動産価格推定エンジン」など以下に記載するパッケージ化されたAIサービスを、クラウドを通じて提供するサービスであります。

「不動産価格推定エンジン」は、様々なパートナー企業と連携したデータとソニーグループのAI技術を融合し、高水準の推定精度を達成しております。また、毎週、最新のデータに基づいた機械学習（（注）2）モデルの更新を行うことにより、常に最新の推定価格の取得が可能となっており、不動産会社向けのAI不動産査定書サービスや、当社グループとヤフー株式会社との共同事業である「おうちダイレクト」などに活用されております。

「不動産賃料推定エンジン」は、物件の所在地、立地、築年数、所在階、間取り、広さ等の様々な情報を基に月額賃料を推定できます。

「類似物件検索エンジン」は、物件情報から類似する情報の多さや類似度合いを総合的に判断して、類似物件を検索することができます。

「物件探索マップ」は、地図上に中古マンション物件の情報をマッピングしたソリューションとなっております。

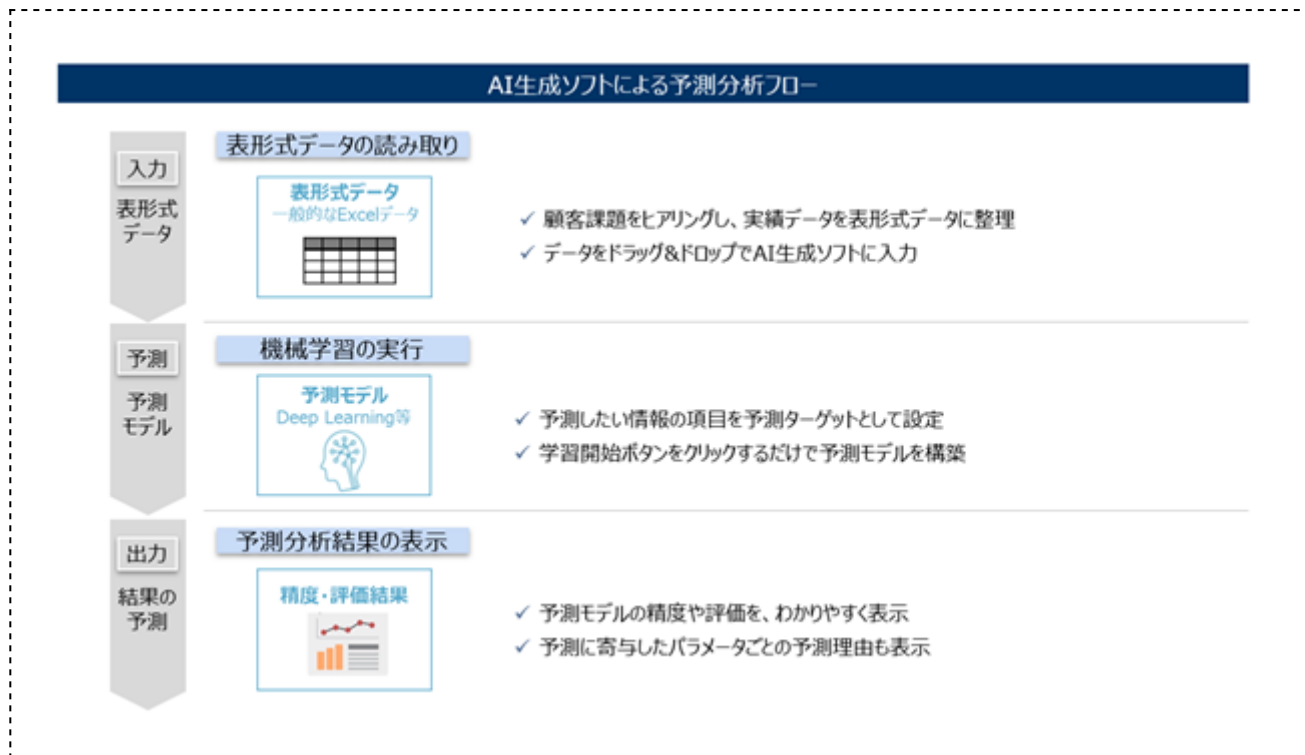
- （注）1．ディープラーニング（深層学習）技術とは、AI研究における分野のうちの1つで、人間の脳の構造を模した計算モデルを用いる点に特徴があり、人間の指示なしにAIが自ら学習し、データ量を増やすほどその精度が向上するものであります。
- 2．機械学習とは、AI研究における分野のうちの1つで、人が持つ学習能力をコンピュータで実現しようとする技術であり、コンピュータに大量のデータと特定のルールを与えてデータを解析して、規則性や関係性を見つけ出す手法であります。

## AIコンサルティングサービス

AIコンサルティングサービスは、マーケティング業務の効率化、営業活動の業務効率化、人事業務の効率化、需要供給予測による在庫最適化といった、顧客企業の様々な顕在的、潜在的な経営課題を「AIによる将来予測ツール」を用いて解決するコンサルティングサービスであります。

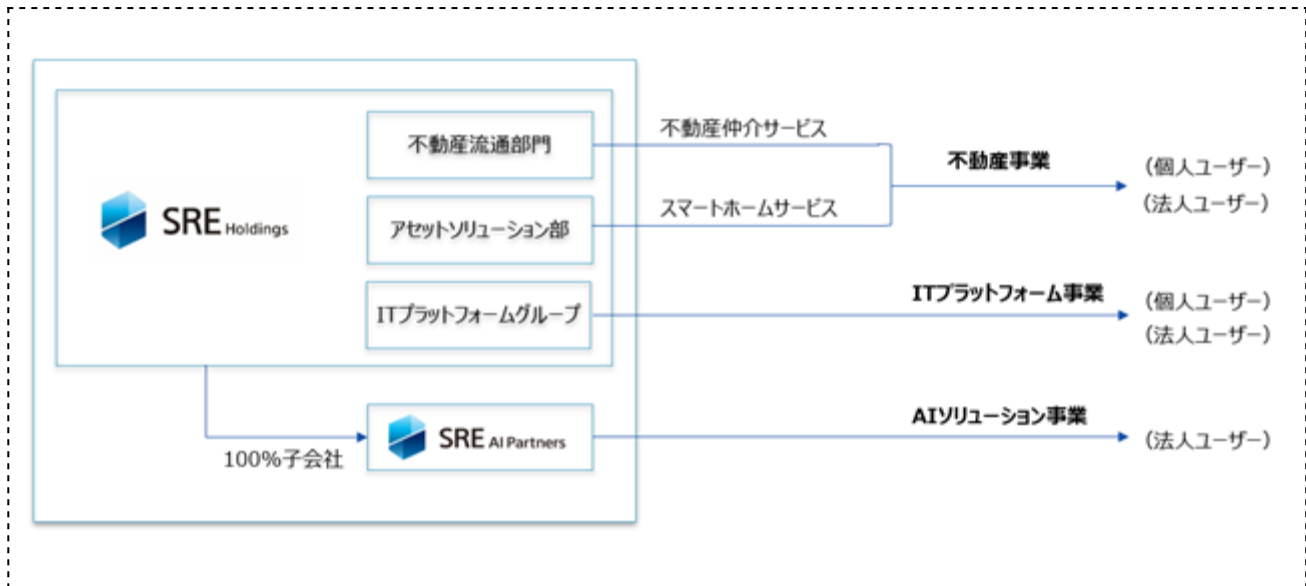
顧客企業の各業務における過去の実績データを表形式に整理したうえで、将来予測をAI技術により行うソフトウェアに入力すると、自動的に機械学習が実行され、顧客企業の経営課題を解決するための「AIによる将来予測ツール」が生成されます。顧客企業は「AIによる将来予測ツール」を業務に活用して将来予測を行うことで、業務の効率化を実現できるようになります。「AIによる将来予測ツール」は、予測精度や、予測に寄与したパラメータを、専門用語を排除してわかりやすく表示しており、直観的に操作できるユーザーインターフェイスを備えており、AI技術の高度な専門性がなくとも利用可能な、導入ハードルの低い、汎用性の高いツールとなっております。

一般的に、AI技術の導入にあたっては、「PoC」、「サーバー構築、モデル作成」、「システム化（顧客サービスへのインテグレーション）」を行い、その後実運用に進むのが通常のフローであります。そのため、導入にあたっての高いコストが導入障壁となっておりますが、当社グループでは、簡易的にAI技術を導入することで経営課題を解決することを希望される顧客には汎用的な「AIによる将来予測ツール」のみを比較的 low コストで提供し、AI技術のシステムインテグレーションを希望する顧客には「システム化（顧客サービスへのインテグレーション）」まで提供するなど、顧客の要望に応じた柔軟なAI技術の提供が可能であり、大手企業から中小企業までのそれぞれのニーズにあわせた導入メニューを提供しております。



また、「AIソリューション事業」においては、AIクラウドサービスで獲得した顧客とのリレーションの中で、さらに当該顧客の顕在的、潜在的な経営課題を発見し、当該課題をAIコンサルティングサービスで解決するクロスセルを行っております。AIクラウドサービスである「不動産価格推定エンジン」を提供した不動産仲介会社より、優良顧客を効率的に選定したいとの経営課題を聞き、AIコンサルティングサービスである「AIによる将来予測ツール」を用いて解決したクロスセルの実例があります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) ソニー株式会社 (注)1	東京都港区	874,291	情報通信機械器具 製造業等	(被所有) 56.29	当社へAI技術に関わる 技術等をライセンスし ている。 役員の兼任あり。 出向者の受入あり。
(連結子会社) SRE AI Partners株式会社	東京都中央区 (注)2	50	AIソリューション 事業等	(所有) 100.00	当社とともにAIソ リューション事業を 行っている。 役員の兼任あり。 出向者あり。
(持分法適用関連会社) 株式会社マネジメント・ シェルバ・ソリューション	東京都港区	190	ホテル・旅館の再 生コンサルティング 事業等	(所有) 47.37	当社がAI技術等を提供 している。 役員の兼任あり。 出向者あり。

(注)1. 東京証券取引所第一部上場企業であり、有価証券報告書の提出会社であります。

2. 2019年4月に東京都港区に本店を移転しております。

3. 最近連結会計年度において、その他の関係会社であるヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）の状況については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 関連当事者情報」に記載しているため、記載を省略しております。

4. 従来、当社の親会社でありましたソニー株式会社は、2019年12月19日をもって当社の親会社でなくなったとともに、新たにその他の関係会社となっております。詳細につきましては、2019年12月19日付の「親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2020年3月1日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
『AI×リアル』ソリューション事業	113 (6)
合計	113 (6)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 当社グループは、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2) 提出会社の状況

2020年3月1日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
109 (7)	40.34	2.26	619,528

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、従業員数のうち出向者を除く就業人員で算出しており、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は、組織されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、実業（リアル）である「不動産事業」、ITの高度なテクノロジーとAI技術を基盤とした「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」の3つの事業を有機的に結合させた『AI×リアル』ソリューション事業を展開しております。

今後の経営の基本方針といたしましては、不動産業界に対して実績のあるAI技術とITを使った実業（リアル）の課題を解決する力を、まずは、不動産業界と関係のある銀行業界に展開し、さらには、証券、電力、人材、情報通信、ホテル、百貨店、商社など、多種多様な産業に対して展開していく方針であります。

この方針を明確にするため、当社グループは、「A DECADE AHEAD 今の先鋭が10年後の当たり前を造る」を企業理念として掲げております。

#### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、現在、「不動産事業」において安定的な収益を確保しつつ、「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」が急速に成長しているとの認識であり、今後、「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」の更なる成長のためにAI技術及びITに多くの投資を行ってまいります。その結果、「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」の収益貢献拡大が予想されるため、当社グループといたしましては、売上高、営業利益及び売上高販管費率を客観的な指標として重視しております。

#### (3) 経営戦略等

上記(2)の指標を確実に達成するために、当社グループは、事業ごとに以下の計画を設定しております。

##### 不動産事業

不動産仲介サービスにおいては、専門性の高い不動産仲介エージェントが、大量の不動産取引データをAI技術によって処理する「不動産価格推定エンジン」を活用し、さらに顧客満足度の高いコンサルティングサービスを提供してまいりますとともに、今後は、より専門性の高い法人仲介サービスを展開してまいります。

スマートホームサービスにおいては、ソニーグループ等が提供する最先端のIoT及びデザインを組み合わせた他社とは異なるサービスを強化してまいります。

##### ITプラットフォーム事業

不動産仲介業務支援機能については、2018年度から、物件を売りたい売主からの問合せをインターネット上で集める集客機能、問合せがあった売主に対して、「不動産価格推定エンジン」の提示する不動産査定価格のみならず周辺の物件の成約情報など売主の意思決定にあたって必要な情報も盛り込んだ査定書を作成する機能、不動産仲介業者が不動産売却媒介契約を締結できた売主の物件をインターネット上に掲載して買主を募集する広告機能及びAI技術による優良顧客特定機能の4つの機能を提供しております。今後は、契約書作成機能等を加え、現在、不動産事業者が個別のツールを利用して分断して行っている各種業務を、全て1つのシステム上で完結できるプラットフォームへと発展させていく予定であります。これらの機能拡張を踏まえて、新規法人契約のさらなる獲得を目指してまいります。

セルフ売却機能については、不動産仲介業者を bypass せずに自らインターネット上で直接マンションの売出しを行う個人を支援する機能を拡張することで、さらなる利用者増を目指してまいります。

##### AIソリューション事業

2018年10月に事業を開始しているため、事業活動期間としては短く、事業規模としては3つの事業の中では相対的に小さい状態ではありますが、順調な立ち上がりをみせていることから、今後は、中長期的な成長ドライバーと位置付けております。

AIクラウドサービスについては、「不動産事業」から得られる実業の知見及び不動産取引オペレーションデータに加えて「ITプラットフォーム事業」から継続的に生成される豊富な不動産取引データを活用することで「不動産価格推定エンジン」のさらなる高精度化を進めるとともに、「不動産価格推定エンジン」の対応地域及び対応物件種別を順次拡大してまいります。これらの精度向上及び機能拡張を踏まえて、不動産業界と関係のある銀行業界における融資担保評価業務への不動産価格推定エンジンの導入を進めてまいります。

また、AIクラウドサービスで獲得した顧客とのリレーションの中で、さらに当該顧客の顕在的、潜在的な経営課題を発見し、当該課題をAIコンサルティングサービスで解決するクロスセルを引き続き実現してまいります。

加えて、AIコンサルティングサービスで顧客の経営課題を解決するプロセスの中で、当該顧客以外にもあてはまる共通の汎用的な経営課題を特定し、当該課題を解決するための新たな汎用的なAIクラウドサービスを生成し、販売していくといったエコシステムを構築してまいります。

（４）事業上及び財務上の対処すべき課題

上記（３）の経営戦略等を達成するために、対処すべき現状の課題は以下のとおりであります。

経営管理体制の強化

当社グループは、安定的な事業規模拡大の前提となる経営管理体制を一層強化し、透明・公正・迅速な意思決定を行うためのコンプライアンスの徹底、ディスクロージャーへの対応等に一層取り組んでまいります。具体的には、人員増加や、担当者が各種勉強会に進んで参加することによる専門性強化により、コーポレート・ガバナンス体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制、内部監査体制及び適時開示体制を更に強化してまいります。

人材の確保及び育成

「不動産事業」、「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」を発展させるため、高い専門性や技術力を有する優秀な人材の確保及び育成を積極的に行ってまいります。

財務基盤の強化

限界利益率の高い「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」への投資を強化し、更に、中期的には売上高販管費率を30%水準にしていくことで、財務基盤の強化を行ってまいります。

研究開発

「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」における競争力を確立・維持するため、研究開発投資を積極的に行ってまいります。

（５）経営環境

当社グループの現在の経営環境は総じて良好であると考えております。「不動産事業」の属する中古不動産市場におきましては、歴史的な低金利政策や新築住宅価格の高騰を背景として、依然堅調な状況が続くものと思われれます。「ITプラットフォーム事業」の属する不動産テック市場は、2020年には6,267億円の市場規模になると見込まれております（出所：株式会社矢野経済研究所「2018年版 不動産テック市場の実態と展望」2018年5月23日発行）。「AIソリューション事業」の属するAI市場は、2021年には11,030億円、2030年には20,250億円の市場規模になると見込まれております（出所：株式会社富士キメラ総研「2018 人工知能ビジネス総調査」2017年11月17日発行）。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項には、以下のようなものがあります。ただし、現在、事業活動の前提となる事項の継続に支障をきたす要因は発生しておりません。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### （1）不動産市場の動向について

当社グループが提供している「不動産事業」の不動産仲介サービスが属する不動産市場は、堅調に推移しております。不動産仲介サービスにおいて取扱い件数の多い中古マンション市場では、新築分譲マンション価格の高騰に対する中古マンションの割安感や、購入者層の中古マンションに対する忌避感の減少などにより需要が増大しており、安定的に収益を確保しやすい環境が継続していると考えております。しかしながら、海外経済の不確実性や政策の変更、また、2020年の東京オリンピック/パラリンピックの前後の不動産市況の動向や人口減少に伴う不動産需要の縮小等により不動産市場が悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### （2）不動産市場の季節的要因について

当社グループが提供している「不動産事業」の不動産仲介サービスが属する不動産市場においては、新年度開始にまたがる第4四半期及び第1四半期に取引が多くなる傾向があるため、第4四半期及び第1四半期において経営成績が不調となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の不動産仲介サービスの売却部門における契約手数料の四半期ごとの割合は以下のとおりであります。

（単位：％）

第1四半期 （4月～6月）	第2四半期 （7月～9月）	第3四半期 （10月～12月）	第4四半期 （1月～3月）
26.2	23.7	22.5	27.6

1年間の契約手数料を100%とした場合の各四半期の契約手数料が占める割合であります（2019年3月期）。

### （3）不動産に係る政策の変更について

当社グループが提供している「不動産事業」の不動産仲介サービスが属する不動産市場においては、2019年10月の消費税の税率引上げにより、今後住宅需要の減少を招く懸念があります。経済政策の一環として、住宅ローン減税や住宅取得における贈与税の非課税枠等、不動産関連の税制の変更等により、消費税増税の影響が軽減される可能性もありますが、採られる政策の内容により不動産市場が落ち込み、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### （4）業法について

当社グループが提供している「不動産事業」の不動産仲介サービスにおいては、不動産仲介会社として、宅地建物取引業法や金融商品取引法等の不動産取引に関する各種法令を遵守する義務を負っております。

当社グループは、これら法令を遵守して業務を行っており、現在まで行政処分や指導を受けたことはなく、また継続に支障をきたす要因は発生しておりません。しかし、今後偶発的な事象等により、これら業法違反を犯したとして許認可の取消・更新拒絶や営業停止の処分を受け、社会的信用の低下等により当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後、関連する法令が新たに制定され又は既存の法令が改廃された場合には、当社グループの事業の一部が制約を受け、対応のために追加的な費用がかかるなど、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。なお、現在当社グループが取得している許認可等は以下のとおりであります。

許認可等の名称	免許証番号	有効期限	主な許認可取消事由
宅地建物取引業者免許	国土交通大臣（1）第9297号	2023年1月11日	不正な手段により当該登録を受けた場合や役員等の欠格条項違反等に該当した場合は免許の取消（宅地建物取引業法第66条）。不正又は著しく不当な行為があった場合は業務停止（宅地建物取引業法第65条）

(5) 不動産の表示に関する公正競争規約等について

当社グループが提供している「不動産事業」の不動産仲介サービスにおいては、不動産仲介会社として、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不当景品類及び不当表示防止法」により、広告宣伝活動の制約を受けております。当社グループは、効率的な集客のためインターネット上の広告等を積極的に行っておりますが、これらの広告が上記制約に違反した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) スマートホームサービスにおける土地の仕入れについて

当社グループが提供している「不動産事業」のスマートホームサービスにおいては、マンション建設が可能な広さがあり且つ駅から徒歩圏内にある等の条件を満たした資産性の高い土地の仕入れが不可欠であります。これらの条件を満たした土地の仕入れが十分に行えない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) スマートホームサービスにおける在庫について

当社グループが提供している「不動産事業」のスマートホームサービスにおいては、不動産市場が悪化した場合には、在庫の不動産を販売できずに滞留在庫になり原価割れで販売する、あるいは評価減を計上しなければならないというリスクがあります。この場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) スマートホームサービスにおける瑕疵担保責任について

当社グループが提供している「不動産事業」のスマートホームサービスにおいては、当社グループが購入した不動産に権利、構造、環境等に関する欠陥・瑕疵があった場合、原則として売主に瑕疵担保責任を追及できますが、必ずしも金銭的な補償を完全に得られるとは限りません。その結果、取得した不動産について瑕疵の修復などの追加費用等が発生する場合があります。

また、当社グループが販売した不動産に瑕疵があった場合には、買主より契約解除や損害賠償請求を受け、瑕疵の修復などの追加費用が発生することにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) AI及びIT業界の動向について

当社グループが提供している「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」においては、ITの高度なテクノロジー及びAI技術を応用することで、従来では解決困難であった課題に対するソリューションを提供する企業が増えてきております。これら競合他社との競争が激化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 技術革新への対応について

当社グループが提供している「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」においては、技術革新のスピードが速く、既存の技術及び知識の陳腐化が生じやすくなっております。当社グループでは最先端技術を有する企業とのアライアンス等により絶えず技術及び知識のアップデートを行うよう努めておりますが、技術動向の大幅な変更や代替技術の登場により、当社の技術及び知識が陳腐化した場合には、当社サービスの競争力が失われることにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保について

当社グループが提供している「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」においては、ITの高度なテクノロジー及びAI技術に関する知識を有する人材の確保が最優先事項であると考えております。

当社グループでは、この方針のもと、人材の採用・育成を継続して行っていく方針ですが、昨今の労働市場における人件費の高騰等により人材が十分に確保できない場合や、当社グループの役職員が社外に流失した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) システム障害について

当社グループが提供している「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」は、インターネット上で提供するサービスとなっているため、インターネットのシステム障害等によりサービスの安定的な提供が行えなくなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 大手不動産ポータルサイトとの競合について

大手不動産ポータルサイトのビジネスモデルは、不動産を購入することを検討しているユーザー向けに、不動産の広告情報を掲載する広告ビジネスであり、不動産取引のプロセス全般に対してサービスを提供していませんが、今後、大手不動産ポータルサイトが、当社グループの「ITプラットフォーム事業」のように、不動産取引のプロセス全般に対してサービスの提供を開始した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、ヤフー株式会社が単独で運営する「Yahoo!不動産」は、不動産を購入することを検討しているユーザー向けに、不動産の広告情報を掲載する広告ビジネスであり、不動産取引のプロセス全般に対してサービスを提供していませんので、当社グループの「ITプラットフォーム事業」とは競合しないと考えております。

(14) AIソリューション事業の開始が2018年からであることについて

AIソリューション事業は、2018年9月から開始し、同年10月のSRE AI Partnersの設立を受け、順調に顧客を獲得し、解約実績も現状ありません。しかし、事業が立上げ初期であることもあり、今後、事業計画どおりに顧客獲得が至らない場合や既存顧客より契約を解約された場合には、当社グループの業績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 小規模組織であることについて

当社グループは、創業時から、少数精鋭の専門家集団を目指しているため、組織規模が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大に伴い人員増強を図るとともに、本書提出日現在未設置である内部監査専任部署の設置や、社内情報を一気通貫で把握できるワークフローシステムの導入等により管理体制も併せて強化・充実させていく方針であります。事業の拡大に応じた組織の拡充を行えなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 個人情報の取扱いについて

当社グループでは、個人情報の管理に細心の注意を払っておりますが、不測の事態によりこれらの情報が外部に漏れいした場合には、当社グループの信用低下や損害賠償等の発生により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 情報管理について

当社グループでは、顧客の秘密情報に触れる場合があります。情報の取扱いについては、紙ベースのものは施錠できるキャビネットでの保管を、データ情報についてはパスワードを付したうえアクセス制限のかかったフォルダへ保管する旨義務付けており、情報漏えいには細心の注意を払っておりますが、不測の事態によりこれらの情報が外部に漏れいした場合には、当社グループの信用低下や損害賠償等の発生により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 訴訟の可能性について

当社グループが管理する物件における管理状況や入退去時の状況に対する顧客からのクレーム、当社グループが販売した物件における瑕疵の発生等を原因とする訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 委託先への依存について

当社グループは、少数精鋭による効率的な事業運営を行うため、「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」の開発及び保守業務の一部について外部への委託を行っておりますが、委託先を十分確保できなかつたり、委託先の倒産等不測の事態が起きたりした場合には、円滑な事業運営が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 営業地域の限定について

当社グループは、経営資源を集中させ効率的な事業運営を行うため、営業拠点地域を原則的に東京を中心とする大都市圏に限定しております。これら地域において災害等が発生した場合には、他の地域での営業活動によるリカバリーを行えないため、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (21) M&amp;A及び業務提携について

当社グループは、同業他社等に対するM&A及び業務提携を実施することにより当社グループの事業を補完・強化するのみならず、不連続かつ飛躍的な成長が可能であると考えており、M&A及び業務提携を積極的に検討してまいります。その際、対象企業や事業の財務、税務、法務及びビジネス等について詳細なデューデリジェンスを行う等、意思決定のために必要かつ十分と考えられる情報収集、精査、検討をすることにより、可能な限りリスク回避に努めますが、M&A及び業務提携後において、当社グループが認識していない問題が明らかとなった場合や、市場環境や競合状況の変化及び何らかの事由により事業展開が計画どおりに進まない場合、対象企業の株式価値や譲り受けた事業資産の減損処理を行う必要を及ぼす等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在において、M&Aについて具体的な計画はありません。

## (22) 資金使途について

2019年12月18日に実施した公募増資による調達資金の使途については、AI技術の研究開発費用、ITの研究開発費用、IoT技術の研究開発費用、IoTスマートホーム物件取得に係る借入金の返済や営業用不動産の取得費用、統合基幹業務システム開発費用、広告宣伝費用及び人材採用費用に充当する予定であります。しかし、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

## (23) 配当政策について

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元も重要な経営課題として認識しております。現在当社グループは成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。将来的には各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

## (24) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、役員及び従業員に対して新株予約権を付与しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は953,800株であり、発行済株式総数15,138,200株の6.3%に相当いたします。権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、将来的に当社株式上場後の株式価値の希薄化や株式売買需給への影響をもたらす、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

## (25) Zホールディングスグループとの関係について

当社グループは、Zホールディングス株式会社から出資を受けるとともに、ヤフー株式会社が運営するインターネットサービスである「Yahoo! JAPAN」から当社に対して送客を行う業務提携契約を締結しております。また、「ITプラットフォーム事業」に関し出向者を受け入れている等の協力関係にあります。このヤフー株式会社との協力関係が解消された場合、「おうちダイレクト」サービスの運営に支障をきたす等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (26) ソニーグループとの関係について

## ソニーグループ内における当社の位置づけについて

当社グループは、AI技術とITを使った実業（リアル）の課題を解決する力を強みとしており、ソニーグループ内企業との事業及び展開地域における競合は生じておりません。

ただし、将来的にソニーグループの経営方針に変更が生じた場合等には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## ソニーグループとの取引及び取引条件について

ソニーグループ内において、ソニー株式会社とは同社の従業員の転勤に伴い空き家となった自宅の借上及び管理業務を当社に委託する取引があります。またソニー株式会社の関連会社であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社等と、当社の「不動産事業」や「ITプラットフォーム事業」でのマーケティングにおいて取引を行っております。当社はこれらの会社に対し広告関連業務、ホームページ等のコンテンツ制作業務において取引を行っております。

なお、キャッシュ・マネジメント・システムとして利用していたSony Global Treasury Services Plc.との取引は2019年8月をもって解消しており、当社資金のソニーグループからの独立性を確保しております。

第5期事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)における当社とソニーグループとの取引内容のうち、関連当事者情報注記に開示した取引以外の主な取引は以下のとおりであります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ソニー株式会社	東京都港区	874,291	情報通信 機械器具 製造業等	(被所有) 直接 56.29	役員の兼任、出向者の受入、従業員の自宅借上げ業務の受託等	商標等の使用料支払	28,118	販売費及び一般管理費	12,405
							管理受託業務等	24,024	売上高	2,189
							上記受託業務に付随する原状回復業務等	10,852	売上高	1,497
							出向費用の支払	34,185	販売費及び一般管理費	2,980

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ソニーグループパブリケーションズ株式会社	東京都品川区	100	ソニーグループのITインフラの設計・開発事業等	-	ネットワーク使用料等	ネットワーク使用料等の支払	25,216	販売費及び一般管理費	5,181
同一の親会社を持つ会社	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	東京都品川区	7,969	インターネット関連事業等	-	広告関連業務の委託	広告費用等の支払	14,500	販売費及び一般管理費	1,756
同一の親会社を持つ会社	ソニー生命保険株式会社	東京都千代田区	70,000	生命保険及び生命保険の再保険事業等	-	顧客紹介業務の委託等	紹介料の支払	18,503	販売費及び一般管理費	3,555

(注) 従来、当社の親会社でありましたソニー株式会社は、2019年12月19日をもって当社の親会社でなくなったとともに、新たにその他の関係会社となっております。詳細につきましては、2019年12月19日付の「親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

#### (その他の関連当事者取引)

上記の他にもソニーグループ内において少額の取引を行っておりますが、取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般条件を参考に協議のうえ設定しております。

関連当事者取引については、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表」内の関連当事者情報にも記載しております。

#### ソニーグループとの人的関係について

本書提出日現在、当社取締役8名のうち、その他の関係会社であるソニー株式会社より1名選任しております。兼任している役員は以下のとおりであります。

当社における役職	氏名	兼務先における役職
取締役(監査等委員)	齊藤 義範	ソニー株式会社経営企画管理部エンタテインメント・金融グループゼネラルマネジャー

なお、当社グループはソニーグループの人的資源を活用し、これまで出向者を受け入れてきましたが、今後は原則的に新たな出向者の受け入れは行わず、転籍及び出向解消等により、出向者数を限定的なものとする方針であります。

今後、当社グループに対するソニーグループの出資比率が変更された場合には、これらの人的関係が変動する可能性があります。

## (27)経営上の重要な契約等

当社グループの経営上の重要な契約等は、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。事業環境の変化、契約の相手方の方針の変更その他、不測の理由で契約が終了したり、契約の履行に支障が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (28) 商号変更による影響について

当社は、2019年6月1日付で、商号を「ソニー不動産株式会社」から「SREホールディングス株式会社」に変更しております。創業当時から使用してきた「ソニー不動産」の名称が変更されたことにより、これまで当社が築いてきた認知度が低下したり、ソニーグループの一員であることが認識されづらくなり、不動産事業における物件を売りたい売主からの問合せが減少するおそれがあります。商号変更後から現時点までにおいてそのような事象は発生しておりませんが、今後発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社グループは、第5期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、第4期連結会計年度との対比については記載しておりません。

##### 財政状態の状況

第5期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

##### （資産）

第5期連結会計年度における総資産は4,115,804千円となりました。流動資産3,269,135千円の主な内訳は、現金及び現金同等物2,483,489千円、たな卸資産600,024千円であります。固定資産846,669千円の主な内訳は、ソフトウェア353,714千円、投資有価証券99,460千円であります。

##### （負債）

第5期連結会計年度における負債は936,318千円となりました。流動負債の主な内訳は、買掛金198,220千円、未払費用178,161千円であります。固定負債の主な内訳は、資産除去債務17,004千円であります。

##### （純資産）

第5期連結会計年度における純資産は3,179,486千円となりました。主な内訳は、資本金1,822,450千円、資本剰余金1,822,450千円及び利益剰余金 467,586千円であります。

なお、自己資本比率は77.2%となっております。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

##### （資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ5,407,113千円増加し、9,522,918千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末より5,258,273千円増加し、8,527,409千円となりました。これは主に、現金及び預金が4,175,985千円、営業出資金が770,777千円、たな卸資産が2,382,571千円増加した一方、預け金が2,134,584千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末より148,840千円増加し、995,509千円となりました。これは主に、有形固定資産が91,128千円、投資その他の資産が32,984千円増加したことによるものであります。

##### （負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,704,927千円増加し、2,641,245千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末より1,687,816千円増加し、2,500,248千円となりました。これは主に、短期借入金が1,900,000千円、未払法人税等が88,090千円増加した一方、買掛金が197,452千円、賞与引当金が47,265千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末より17,111千円増加し、140,997千円となりました。

##### （純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末より3,702,186千円増加し、6,881,673千円となりました。これは主に、東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う公募増資等による資本金が1,716,100千円、資本剰余金が1,716,100千円が増加したことによるものであります。また、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が266,773千円増加しております。

なお、自己資本比率は72.2%となっております。

## 経営成績の状況

第5期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

第5期連結会計年度におけるわが国の経済は、年度前半の相次ぐ自然災害が下押し圧力になったものの、復旧が概ね順調に進んだことにより底堅く推移しております。当社グループが「不動産事業」を展開する不動産市場においては個人向け投資事業については一部陰りが見られたものの、歴史的な低金利政策や新築住宅価格の高騰を背景として、依然堅調な状況が続きました。また、当社グループが「AIソリューション事業」及び「ITプラットフォーム事業」を展開するAI及びIT市場は、政府によるAI技術者の人材育成策定等のテコ入れや技術革新等によりこれまでにない活況を呈しております。このような環境の中、当社グループは、「不動産事業」、「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」の各事業の事業規模を順調に拡大いたしました。

具体的には、まず、「不動産事業」につきましては、2018年10月にIoT環境を備えたスマートホーム「AIFLAT（アイフラット）」シリーズの提供を開始し、2019年2月には首都圏以外では初となる「大阪オフィス」を開設しております。

次に「ITプラットフォーム事業」につきましては、2018年10月に不動産事業者向けに「不動産仲介業務支援機能」の提供を開始いたしました。

さらに、「AIソリューション事業」につきましては、2018年5月に1都3県のマンションの売却、購入及び賃料の相場情報を誰もが知ることができる「マンションAIレポート」を公開し、2018年10月にはAIソリューション事業に特化した100%子会社であるSRE AI Partners株式会社を設立いたしました。

その結果、当社グループの売上高2,896,438千円、営業利益426,241千円（売上高販管費率61.0%）、経常利益435,049千円、親会社株主に帰属する当期純利益は259,568千円となりました。

なお、当社グループは、「不動産事業」、「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」を有機的に結合させたサービスを展開しているため、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントとしております。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、国内においては、自然災害の発生や消費税率引上げに伴う消費マインドの低下等のマイナス要因があり、また、国外においては、米中貿易摩擦の長期化、イギリスのEU離脱に伴うヨーロッパ経済の先行き不透明化や中東情勢の不安定化等の不確定要因があったものの、全体としては緩やかな回復基調となりました。

当社の事業との関係で見ますと、当社グループが「不動産事業」を展開する不動産業界においては、一部金融機関や不動産会社による不適切な不動産取引や、大手デベロッパーによる投資用アパートの施工不良等の問題により、個人向け投資事業については弱含んでいるものの、外国人投資家や法人投資家向けの都心マンション販売は、低金利等を背景に依然堅調であり、全体としてみると、景気はほぼ横ばいとなっております。また、当社グループが「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」を展開するIT及びAI業界は、高度技術者の不足等の課題はあるものの、AIについての認知度が上がっていることを背景に、業種を問わずITやAI技術を導入又は導入を検討する企業が増加しており、市場は順調に拡大しております。

このような事業環境のもと、当社の「不動産事業」は、不動産仲介サービスとして、AI技術の活用により、顧客満足度の高いコンサルティングサービスを継続的に提供するとともに、スマートホームサービスとして、法人投資家向け収益型不動産「AIFLAT（アイフラット）」の建設を進めてまいりました。

また、「ITプラットフォーム事業」は、不動産売買プラットフォーム「おうちダイレクト」の個人向けサービスの対応エリアを拡大するとともに、法人向けサービスの利用者数を順調に増やしてまいりました。

加えて、「AIソリューション事業」は、AIクラウドサービス（ディープラーニング（深層学習）技術を核とするパッケージ化されたAIツールをクラウドを通じて提供するサービス）及びAIコンサルティングサービス（不動産仲介業者及び金融機関が行うマーケティング活動、営業活動といった顧客企業の様々な顕在的、潜在的な経営課題を、「AI生成ツール」を用いて解決するコンサルティングサービス）の提供先を広く開拓してまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の経営成績は堅調に推移し、売上高2,217,839千円、営業利益439,059千円（売上高販管費率58.4%）、経常利益416,890千円、親会社株主に帰属する四半期純利益266,773千円となりました。なお、当社グループは、「不動産事業」、「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」を有機的に結合させたサービスを展開しているため、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントとしております。

## キャッシュ・フローの状況

第5期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

第5期連結会計年度末における現金及び現金同等物は、2,483,489千円となりました。

第5期連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは313,839千円の収入となりました。主な収入要因は、税金等調整前当期純利益384,123千円、減価償却費147,039千円及び仕入債務の増加額197,216千円であり、主な支出要因は、たな卸資産の増加額486,183千円であります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは207,027千円の支出となりました。主な収入要因は、関係会社の清算による収入54,226千円であり、主な支出要因は、有形固定資産の取得による支出25,006千円及び無形固定資産の取得による支出159,063千円であります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは761千円の収入となりました。主な収入要因は、新株予約権の発行による収入1,113千円であります。

## 生産、受注及び販売の実績

## a 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

## b 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

## c 販売実績

第5期連結会計年度及び第6期第2四半期連結累計期間の販売実績は下記のとおりであります。

売上分類の名称	第5期連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第6期第3四半期 連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
	売上高(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
不動産事業	2,028,995	-	1,252,373
ITプラットフォーム事業	784,929	-	673,520
AIソリューション事業	82,514	-	291,945
合計	2,896,438	-	2,217,838

(注) 1. 当社グループは、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2. 第5期連結会計年度及び第6期第3四半期連結累計期間の主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は下記のとおりであります。

相手先	第5期連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第6期第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
株式会社マリオン	536,000	18.5	-	-

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 当社グループは、第5期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、第4期の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は記載しておりません。

5. 第6期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

6. 第6期第3四半期連結累計期間の株式会社マリオンに対する販売実績はありません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

## 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成に当たり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

## 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営成績等の状況に関する分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」 経営成績の状況に含めて記載しております。また、経営成績等に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に含めて記載しております。

(単位：百万)

	第5期 実績	第6期		
		通期計画	通期修正予想	第3四半期実績
売上高	2,896	3,813	4,103	2,217
売上高販管比率	61.0%			58.4%
営業利益	426	629	693	439
経常利益	435	586	659	416

## 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要は、事業規模の拡大に係る人件費、その採用費用、広告宣伝費、AIソリューション事業の開発費、ITプラットフォーム事業の開発費及びIoTスマートホーム物件取得に係る借入金の返済や営業用不動産の取得費用となります。財政状態等を勘案しながら、自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等による資金調達を考えております。

流動資産と流動負債のバランスを注視し、財政状態の健全性を評価しており、当連結会計年度末時点で健全な財務体制であると判断しております。

## 4【経営上の重要な契約等】

## (1) 当社・他社間の業務提携契約

相手方の名称	国名	内容	契約締結日	契約期間
ヤフー株式会社	日本	当社とヤフー株式会社がインターネット上での顧客送客や「おうちダイレクト」の運営等に関して業務提携する（「業務提携契約書」）	2015年7月2日	2015年7月2日から終期の定めなし。ただし、2022年4月1日以降はそれぞれ契約の終了を提案できる（2018年11月27日付覚書で変更）。
ヤフー株式会社	日本	上記業務提携契約の修正（主な修正内容：KPIの変更、「おうちダイレクト事業」の事業計画の変更、ヤフー株式会社が負担するプロモーション事業費の変更等）	2017年6月16日	上記業務提携契約に準ずる。
ヤフー株式会社	日本	上記業務提携契約の修正（主な修正点：共同事業・協業対象事業の整理、収益分配に係る事業の整理等）	2017年11月30日	上記業務提携契約に準ずる。
ヤフー株式会社	日本	上記業務提携契約の修正（主な修正点：ステアリングコミティの開催頻度の変更、「おうちダイレクト経営会議」の設置、契約期間の延長）	2018年11月27日	上記業務提携契約に準ずる。

## (2) 当社・他社間の共同開発契約

相手方の名称	国名	内容	契約締結日	契約期間
ヤフー株式会社	日本	不動産データベース及び「おうちダイレクト」サービスに利用するためのシステム共同開発	2015年7月2日	2015年7月2日から開発期間終了日まで

## (3) 特許の共同保有に関する契約

相手方の名称	国名	内容	契約締結日	契約期間
ヤフー株式会社	日本	共同開発に基づく発明に関する特許を共有する	2016年4月19日	2015年11月4日から特許権の存続期間満了日まで
ヤフー株式会社	日本	共同開発に基づく発明に関する特許を共有する	2017年3月17日	特許出願日から特許権の存続期間満了日まで
ヤフー株式会社	日本	共同開発に基づく発明に関する特許を共有する	2017年5月31日	特許出願日から特許権の存続期間満了日まで

## (4) 当社が商号・商標、特許、ソフトウェアライセンスの使用許諾を受けている契約

相手方の名称	国名	内容	契約締結日	契約期間
ソニー株式会社	日本	「ソニー不動産」としての商号・商標及びソニー株式会社が有する特許の使用許諾(「商号・商標使用および特許実施許諾契約書」)	2015年6月23日	2015年4月1日から終期の定めなし
ソニー株式会社	日本	ソニー株式会社が開発したソフトウェア(機械学習ライブラリ)の使用許諾(「ソフトウェアライセンス契約書」)	2015年7月3日	2015年4月1日からソニー株式会社が有する当社の議決権割合が50%を割る日まで
ソニー株式会社	日本	ソニー株式会社が開発した技術(テレプレゼンスソリューション技術)の実証実験に関する使用許諾(「使用許諾契約書」)	2018年5月1日	2018年5月1日から2018年11月30日まで
ソニー株式会社	日本	ソニー株式会社が開発したソフトウェア(予測分析に関するソフトウェア)の使用許諾(「使用許諾契約書」)	2018年10月15日	2018年10月25日から2019年3月31日まで
ソニー株式会社	日本	上記、、、の変更(主な変更点:SRE AI Partners株式会社に、との契約に基づく特許・ソフトウェアを使用許諾する)	2018年11月15日	2018年10月11日からそれぞれ、、、の契約が終了する日まで
ソニー株式会社	日本	上記の契約延長(「使用許諾契約書の契約期間延長に関する覚書」)	2018年11月29日	2018年12月1日から2019年3月31日まで
ソニー株式会社	日本	の契約延長(「契約期間の延長にかかる覚書」)	2019年3月29日	2019年4月1日から2019年9月30日まで
ソニー株式会社	日本	ソニー株式会社が開発した技術(テレプレゼンスソリューション技術)の商用使用許諾(「使用許諾契約書」)	2019年3月29日	2019年4月1日から2019年9月30日まで
ソニー株式会社	日本	当社の商号変更に伴い、上記、、、を解約し、ソニー株式会社が有する特許と機械学習ライブラリの許諾条件を変更する(「特許・ソフトウェアライセンス契約書」)	2019年4月26日	2019年6月1日から2024年5月31日まで
ソニー株式会社	日本	当社の商号変更に伴い、当社の商号・商標・社標に併記するソニーブランド表記の使用許諾(「エンドースメント使用許諾契約書」)	2019年4月26日	2019年6月1日から2022年5月31日まで

## (5) 当社が出資する契約

相手方の名称	国名	内容	契約締結日	契約期間
合同会社Crown	日本	当社が匿名組合に出資し、当該匿名組合が不動産を購入後、当該不動産の賃貸・売却等により得た利益を組合員である当社に分配する。	2019年8月14日	2019年8月14日から2024年8月31日まで
株式会社BluAge	日本	同社が有するスマートフォン向け技術と、当社のITプラットフォームを掛け合わせることに伴うシナジーを得るため、業務提携を前提とした出資を行う。	2019年8月30日	2019年8月30日から同社の株式が上場された日又は当社が同社の株主でなくなった日まで

**( 6 ) 金銭消費貸借契約**

当社は、2019年10月16日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社三井住友銀行より、借入を実行しております。

契約締結日 2019年10月21日

実行日 2019年10月24日

借入金額 1,900百万円

返済期限 2020年6月30日

担保の有無 なし

(注) 本契約による借入は、2020年1月31日付で返済しております。

**5 【研究開発活動】**

当社グループはAIソリューション事業及びITプラットフォーム事業において利用するソフトウェアの開発等を行っておりますが、これら開発行為を通常業務の一環として行っており、研究開発部分を特定することは困難であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第5期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度において、実施した設備投資等の総額は39,042千円であり、その主なものは、商圏拡大のための営業オフィス2拠点の開設によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社グループは、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期連結累計期間において、実施した設備投資の総額は121,454千円であり、その主なものは、本社の移転及び銀座オフィスの改装に伴う建物附属設備等の取得であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、重要な設備の除却、売却はありません。

当社グループは、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### （1）提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	業務施設 (営業・開発・管理)	203	514	717	28 (0)
銀座オフィス (ほか6拠点)	業務施設 (営業・開発)	61,978	12,291	74,270	89 (4)

（注）1．帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びにリース資産であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2．現在休止中の主要な設備はありません。

3．本社、銀座オフィスの一部、銀座第3オフィス及び渋谷青山オフィスは、新本社（東京都港区）への統合対象（2019年4月）となっておりますので、当該本社移転に伴い継続使用が困難な資産につきましては当連結会計年度において減損損失を計上しており、その金額は30,598千円であります。

4．従業員数は就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

5．上記、本社及び各営業オフィスは全て賃借しており、その賃借料合計は年額153,248千円であります。

6．当社グループは、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### （2）国内子会社

該当事項はありません。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期連結累計期間において著しい変動のあった設備は次のとおりであります。

2019年4月に東京都港区に本社を移転し、建物附属設備等の有形固定資産を111,098千円取得しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（2020年2月29日現在）

該当事項はありません。



## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

(注) 2019年7月26日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、同日付で発行可能株式総数は40,000,000株増加し、50,000,000株となっております。

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,138,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。
計	15,138,200	-	-

(注) 1. 当社株式は2019年12月19日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## 第1回新株予約権

決議年月日	2015年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 2(注)4.
新株予約権の数(個)	1,060
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式106,000 [ 318,000 ] (注)5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900 [ 300 ] (注)1.5.
新株予約権の行使期間	自 2016年1月29日 至 2026年1月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 910 [ 304 ] 資本組入額 455 [ 152 ] (注)5.
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

最近事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(6)の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日(以下、「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、行使する新株予約権の数(既に行使した本新株予約権の数を含む。)が、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に次の各号に掲げる割合を乗じた数を超えないこと。但し、上場日が2025年4月1日以降となる場合には、上場日以降、全ての本新株予約権を行使することができるものとする。
- |                         |      |
|-------------------------|------|
| 上場日より1年が経過した日の属する事業年度   | 30%  |
| 上場日より2年が経過した日の属する事業年度   | 60%  |
| 上場日より3年が経過した日の属する事業年度以降 | 100% |
- (2) 2016年3月期乃至2020年3月期の当社損益計算書に記載の営業利益の金額が一度でも100百万円を超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
- (3) 本新株予約権の割当日後、本新株予約権の権利行使時までの期間において次に掲げる各事由のいずれも生じていないこと。
- 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所での上場日における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
- 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法又は類似会社比較法等の方法により評価された当社普通株式の株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が株式評価機関と協議の上、本項への該当性を判断するものとする。)
- (4) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員(以下、まとめて「従業員等」という。)であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過しないこと。
- (6) 本新株予約権1個以上での行使であること。
3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、当社は、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することができる。但し、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 取締役の退任及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名となっております。
5. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第2回新株予約権

決議年月日	2015年12月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 51（注）4 .
新株予約権の数（個）	317 [ 191 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式31,700 [ 57,300 ]（注）5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	900 [ 300 ]（注）1 . 5 .
新株予約権の行使期間	自 2017年12月22日 至 2025年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 900 [ 300 ] 資本組入額 450 [ 150 ]（注）5 .
新株予約権の行使の条件	（注）2 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3 .

最近事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(5)の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
  - (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日以降における行使であること。
  - (2) 2016年3月期乃至2020年3月期の当社損益計算書に記載の営業利益の金額が一度でも100百万円を超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
  - (3) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員(以下、まとめて「従業員等」という。)であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、引き続き新株予約権者とするに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過しないこと。
  - (5) 本新株予約権1個以上での行使であること。
3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、当社は、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することができる。但し、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員24名となっております。
5. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第3回新株予約権

決議年月日	2018年6月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社取締役（監査等委員） 2 当社従業員 2 （注）4 .
新株予約権の数（個）	79,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式79,500 [ 238,500 ] （注）5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,200 [ 400 ] （注）1 . 5 .
新株予約権の行使期間	自 2018年8月6日 至 2028年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,214 [ 405 ] 資本組入額 607 [ 203 ] （注）5 .
新株予約権の行使の条件	（注）2 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3 .

最近事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(7)の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日(以下、「上場日」という。)以降における行使であること。
- (2) 上場日以降の次に掲げる期間において、行使する新株予約権の数(既に行使した本新株予約権の数を含む。)が、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に次の各号に掲げる割合を乗じた数を超えないこと。但し、上場日が2027年4月1日以降となる場合には、上場日以降、全ての本新株予約権を行使することができるものとする。
- |                         |      |
|-------------------------|------|
| 上場日より1年が経過した日の属する事業年度   | 30%  |
| 上場日より2年が経過した日の属する事業年度   | 60%  |
| 上場日より3年が経過した日の属する事業年度以降 | 100% |
- (3) 2019年3月期乃至2021年3月期の当社損益計算書に記載の営業利益の金額が一度でも400百万円を超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (4) 本新株予約権の割当日後、本新株予約権の権利行使時までの期間において次に掲げる各事由のいずれも生じていないこと。
- 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所での当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法又は類似会社比較法等の方法により評価された当社普通株式の株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が株式評価機関と協議の上、本項への該当性を判断するものとする。)
- (5) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員(以下、まとめて「従業員等」という。)であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過しないこと。
- (7) 本新株予約権1個以上での行使であること。
3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、当社は、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することができる。但し、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 取締役(監査等委員)の退任等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社取締役(監査等委員)1名、当社従業員2名となっております。
5. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第4回新株予約権

決議年月日	2018年6月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 91（注）4 .
新株予約権の数（個）	35,800 [ 28,200 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式35,800 [ 84,600 ]（注）5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,200 [ 400 ]（注）1 . 5 .
新株予約権の行使期間	自 2020年6月18日 至 2028年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,200 [ 400 ] 資本組入額 600 [ 200 ]（注）5 .
新株予約権の行使の条件	（注）2 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3 .

最近事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。



2. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(5)の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
  - (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日以降における行使であること。
  - (2) 2019年3月期乃至2021年3月期の当社損益計算書に記載の営業利益の金額が一度でも400百万円を超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  - (3) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員(以下、まとめて「従業員等」という。)であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過しないこと。
  - (5) 本新株予約権1個以上での行使であること。
3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、当社は、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することができる。但し、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員71名となっております。
5. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第5回新株予約権

決議年月日	2019年7月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社取締役（監査等委員） 1 当社従業員 5
新株予約権の数（個）	- [ 35,700 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 - [ 107,100 ]（注）4 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	- [ 1967 ]（注）1 . 4 .
新株予約権の行使期間	自 2022年7月27日 至 2029年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 - [ 1997 ] 資本組入額 - [ 999 ]（注）4 .
新株予約権の行使の条件	（注）2 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3 .

最近事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(6)の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日(以下、「上場日」という。)以降における行使であること。
- (2) 上場日以降の次に掲げる期間において、行使する新株予約権の数(既に行使した本新株予約権の数を含む。)が、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に次の各号に掲げる割合を乗じた数を超えないこと。但し、上場日が2028年4月1日以降となる場合には、上場日以降、全ての本新株予約権を行使することができるものとする。
- |                         |      |
|-------------------------|------|
| 上場日より2年が経過した日の属する事業年度   | 30%  |
| 上場日より3年が経過した日の属する事業年度   | 60%  |
| 上場日より4年が経過した日の属する事業年度以降 | 100% |
- (3) 当社損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)に記載の営業利益の金額が、2020年3月期において560百万円、2021年3月期において650百万円及び2022年3月期において650百万円をそれぞれ超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途、基準とすべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (4) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員(以下、まとめて「従業員等」という。)であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過しないこと。
- (6) 本新株予約権1個以上での行使であること。
3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、当社は、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することができる。但し、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第6回新株予約権

決議年月日	2019年7月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 30（注）4 .
新株予約権の数（個）	- [ 11,600 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 - [ 34,800 ]（注）5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	- [ 1967 ]（注）1 . 5 .
新株予約権の行使期間	自 2022年7月27日 至 2029年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 - [ 1967 ] 資本組入額 - [ 984 ]（注）5 .
新株予約権の行使の条件	（注）2 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3 .

最近事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の(1)から(5)の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
  - (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日(以下、「上場日」という。)以降における行使であること。
  - (2) 当社損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)に記載の営業利益の金額が、2020年3月期において560百万円、2021年3月期において650百万円及び2022年3月期において650百万円をそれぞれ超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途、基準とすべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  - (3) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員(以下、まとめて「従業員等」という。)であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過しないこと。
  - (5) 本新株予約権1個以上での行使であること。
3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、当社は、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することができる。但し、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員27名となっております。
5. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

**【ライツプランの内容】**

該当事項はありません。

**【その他の新株予約権等の状況】**

該当事項はありません。

## （３）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年4月14日 (注)1.	5,000	5,000	125,000	125,000	125,000	125,000
2014年7月8日 (注)2.	5,900	10,900	147,500	272,500	147,500	272,500
2014年12月29日 (注)3.	3,750	14,650	150,000	422,500	150,000	422,500
2015年7月10日 (注)4.5.	31,110	45,760	1,399,950	1,822,450	1,399,950	1,822,450
2018年7月5日 (注)6.	4,530,240	4,576,000	-	1,822,450	-	1,822,450
2019年8月20日 (注)7.	9,152,000	13,728,000	-	1,822,450	-	1,822,450
2019年12月18日 (注)8.	1,400,000	15,128,000	1,715,875	3,538,325	1,715,875	3,538,325
2019年12月23日 (注)9.	1,500	15,129,500	225	3,538,550	225	3,538,550
2020年1月31日 (注)9.	7,500	15,137,000	1,125	3,539,675	1,125	3,539,675
2020年12月23日 (注)9.	1,200	15,138,200	180	3,539,855	180	3,539,855

(注)1. 会社設立

5,000株

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

割当先 ソニー株式会社

2. 有償株主割当

5,900株

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

割当先 ソニー株式会社

3. 有償株主割当

3,750株

発行価格 80,000円

資本組入額 40,000円

割当先 ソニー株式会社

4. 有償株主割当

11,110株

発行価格 90,000円

資本組入額 45,000円

割当先 ソニー株式会社

5. 第三者割当

20,000株

発行価格 90,000円

資本組入額 45,000円

割当先 ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）

6. 株式分割（1：100）によるものであります。

7. 株式分割（1：3）によるものであります。

8. 2019年12月18日を払込期日とする有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集増資）による新株式1,400,000株（発行価格2,650円、引受価額2,451.25円、資本組入額1,225.625円）発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ1,715,875千円増加しております。

9. 新株予約権（ストックオプション）の行使による増加であります。

## (4)【所有者別状況】

2019年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				2			1	3	-
所有株式数(単元)				137,274			6	137,280	-
所有株式数の割合(%)				100				100.00	-

- (注) 1. 2019年6月17日開催の定時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
3. 最近日現在の「所有者別状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、基準日(2019年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## (5)【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ソニー株式会社	東京都港区港南1-7-1	7,727,400	53.01
Zホールディングス株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	6,000,000	41.16
西山 和良	東京都杉並区	380,100	2.61
角田 智弘	東京都品川区	63,000	0.43
河合 通恵	東京都世田谷区	51,000	0.35
青木 和大	東京都世田谷区	42,000	0.29
喜志 武弘	神奈川県横浜市都筑区	32,100	0.22
清水 卓	千葉県船橋市	30,000	0.21
上出 昇	神奈川県横浜市青葉区	30,000	0.21
久々湊 暁夫	東京都世田谷区	18,000	0.12
計	-	14,373,600	98.61

(注) 最近日現在の「大株主の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年2月末日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,138,200	151,382	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	15,138,200	-	-
総株主の議決権	-	151,382	-

(注) 最近日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、本書提出日現在は成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していくことが基本的な方針であります。本書提出日現在において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。内部留保資金の使途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

また、剰余金の配当基準日は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日とする旨を定款に定めております。



## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

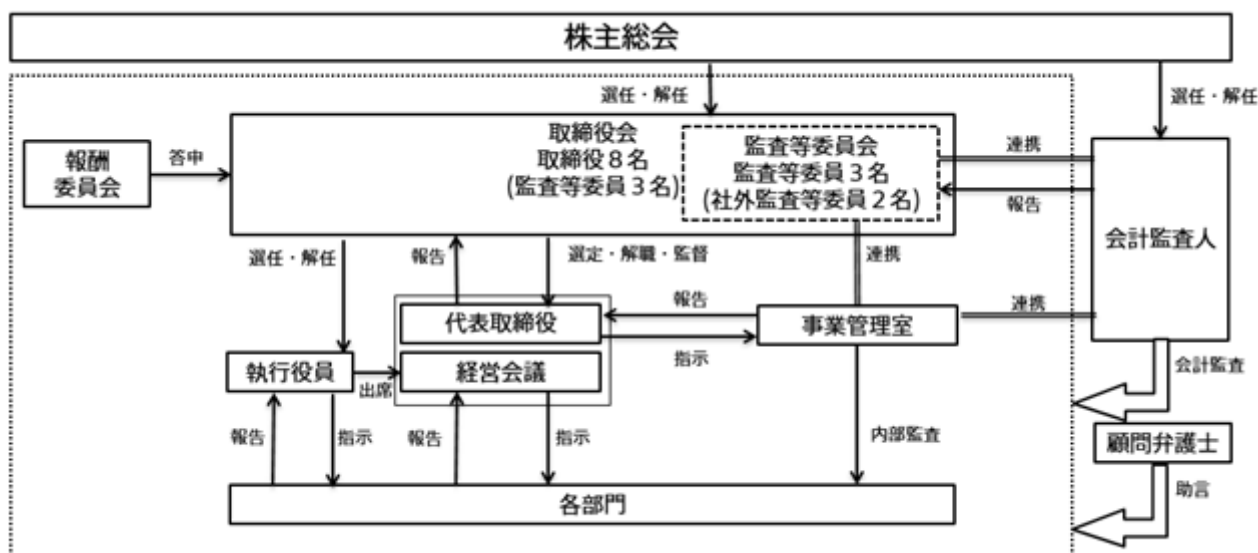
コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、企業価値を維持・向上させ、当社に關係するステークホルダーとの信頼関係を構築し継続的に成長していくためには、法令を遵守し、経営監視機能を充実させ、経営の透明性を維持していくことが重要と考えており、これを実現するためにコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### a 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



#### (a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 西山和良が議長を務め、取締役 河合通恵、取締役 角田智弘、取締役 清水卓、取締役 喜志武弘、社外取締役（常勤監査等委員） 小野三郎、取締役（監査等委員） 齊藤義範及び社外取締役（監査等委員） 原田潤の取締役8名（うち社外取締役2名）で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会と随時開催される臨時取締役会にて運営されております。各取締役会では、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っており、定例の取締役会では、月次決算に関する予算と実績の比較検討を行い、経営判断の適正化に努めております。

#### (b) 監査等委員及び監査等委員会

当社の監査等委員会は、社外取締役（常勤監査等委員） 小野三郎が議長を務め、取締役（監査等委員） 齊藤義範及び社外取締役（監査等委員） 原田潤の3名（うち社外取締役2名）で構成され、取締役会での議決権を持った監査等委員が、取締役の職務の執行と日々の事業の運営状況について監査を行っております。

また、監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員は社内的重要会議に出席するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うことにより、複眼的な視点から事業の運営状況の把握と監視を行っております。

#### (c) 会計監査人

当社は、会計監査人としてPwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

#### (d) 内部監査

当社では、事業管理室長（取締役） 喜志武弘が内部監査を担当し、コーポレートソリューション部統括部長（執行役員） 久々湊暁夫を含む担当者4名と協働して、当社の各部門に対する内部監査を通じて、会社の業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

## (e) 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長 西山和良が議長を務め、取締役 河合通恵、取締役 角田智弘、取締役 清水卓、取締役 喜志武弘、社外取締役（監査等委員） 小野三郎、執行役員 青木和大、執行役員 久々湊暁夫その他代表取締役社長が必要に応じて招集する者で構成されております。経営会議は、代表取締役社長が原則として週1回招集するものとし、取締役会決議事項、代表取締役決裁事項等の事前確認とその他社内の運営方針を審議・決定しており、監査等委員会より最低1名の監査等委員も出席し業務の監視を実施しております。

## (f) 執行役員制度

当社では、経営の効率化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会の決議によって選任され、経営会議その他重要な会議体に参加するとともに、取締役会の監督のもと業務を執行しております。

## (g) 報酬委員会

当社では、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である報酬委員会を設置し、社外取締役を委員長として運営を行っております。

## (h) 顧問弁護士

当社は、日常業務において法令遵守が実行できる環境を整えるべく、顧問弁護士から法的助言を得ております。さらに、当該顧問弁護士の担当外の専門分野については、しかるべき専門分野の弁護士より法的助言を得ております。

## b 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、法令を遵守し、経営監視機能を充実させ、経営の透明性を維持していくため、当該企業統治の体制を採用しております。

## 企業統治に関するその他の事項

## a 内部統制システムの整備状況

当社は2016年10月17日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（2019年5月9日開催の取締役会決議により一部改訂）。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

## (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の全ての取締役、執行役員及びその他の使用人が遵守すべき基本的な内部規範である「行動規範」及び重要な職務の遂行に関する社内方針・規則を、取締役、執行役員及びその他の使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行っております。

当社は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス活動を継続的に推進するとともに、重要な問題が発生した場合は取締役会に報告するものとしております。

当社は、法令や社内規則違反の予防・発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築・維持しております。

当社は、反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、その関係排除に取り組んでおります。

当社は、監査等委員・会計監査人と連携・協力の上、業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、運用状況を監視・検証しております。

## (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、その職務の遂行に係る文書その他の情報を、法令及び「記録保管規程」に従い適切に保存及び管理しております。

## (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、リスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行っております。経営管理部門は、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進しております。

## (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役及び執行役員に委譲しております。

取締役及び執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社全体としての経営目標の達成に努めております。また、業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の取締役・執行役員の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役・執行役員と協議の上、当社にとって最適な選択肢を追求しております。

執行役員は、「決裁規程」の定めるところに基づき代表取締役社長の承認のもと、下位の使用人に自らの権限の一部を委譲することができるとしております。

## (e) 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び連結子会社全体にとっての重要情報が当社及び連結子会社全体に共有され、適切な意思決定がなされることを確保するため、「決裁規程」及び「行動規範」を遵守しております。

当社は、当社の事前承認を要する事項、当社から決定権限を委譲された事項及び当社への報告が義務付けられた事項等を明文化した「決裁規程」を定め、当社及び連結子会社内に適宜周知・徹底しております。「決裁規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、当社及び連結子会社にとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。

以上のとおり、当社は、当社の連結子会社の状況について、適切に管理しております。

## (f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務執行を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を求めた場合は、取締役会は、適任と認められる人員を置くことができるものとしております。補助使用人は、監査等委員会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査等委員会を補佐して実査・往査を行うものとしております。

## (g) 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が補助使用人を求めた場合、その任免及び人事考課については、監査等委員会の同意を必要とし、業務上の合理性が認められる範囲で取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員からの独立性が確保されるものとしております。

- (h) 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとしております。
- (i) 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制  
取締役（連結子会社の取締役を含み、監査等委員を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかにこれを監査等委員会に報告するものとしております。  
取締役（監査等委員を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、内部通報制度に対する通報の内容及びその対応状況を、監査等委員会の求めに応じて開示・報告するものとしております。
- (j) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、誠実に通報を行った取締役、執行役員及びその他の使用人を公正かつ丁寧に扱うものとしております。また、通報者に対する一切の報復措置の禁止について定めるとともに、通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めるものとしております。
- (k) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員会は、監査等委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画を作成し、当社は、係る活動計画及び費用計画に従い、監査等委員が行った活動に伴い発生した費用を負担しております。
- (l) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しております。  
取締役（監査等委員を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、監査等委員の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役（監査等委員を除く。）等との意見交換等の監査等委員の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

b リスク管理体制の整備状況

当社は、企業活動を行うにあたり、法令等を遵守した行動をすることが重要であると考えております。当社においては、リスク管理を行う機関として「ISM/PIM委員会」及び「リスク管理委員会」を設置しております。

「ISM/PIM委員会」は、「情報システム管理規程」に定める情報システム統括管理責任者を委員長とし、情報セキュリティ部門、コーポレートソリューション部担当者がメンバーとなり、情報セキュリティ管理（Information Security Management）及び個人情報管理（Personal Information Management）を行っており、3ヶ月に1回の定例会議において社内発生したインシデント情報等を共有しております。また、年2回各オフィスにおいて、机・キャビネット等の施錠確認、PCの保管状況及び個人情報の保管状況等について実地監査を行っております。

「リスク管理委員会」は、「ISM/PIM委員会」を含む社内各部門を部会として構成される社内の全てのリスクを管理する会議体であり、リスクのモニタリング及び評価を行っております。この「リスク管理委員会」が主体となって、3ヶ月に1回事業部門のマネジャー級が出席する「リスク管理推進会議」を開催し、「リスク管理委員会」で把握したリスクのモニタリング結果を全社で共有する体制を整えております。また、取締役会で承認された各社内規程に基づき社内における企業倫理の徹底に取り組み、弁護士・監査法人等の外部機関より適宜アドバイスを頂く体制も構築しております。

c 子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、子会社であるSRE AI Partners株式会社を有しております。当社は、以下のとおり当該子会社の管理を行っております。

(a) 意思決定に関する管理

SRE AI Partners株式会社の代表取締役社長は、当社代表取締役社長である西山和良が兼務しております。また、代表取締役社長を除く3名の取締役のうち2名は、当社取締役である角田智弘及び当社執行役員である青木和弘が兼務しており、監査役は、当社執行役員である久々湊暁夫が兼務しております。このように、当社取締役及び執行役員がSRE AI Partners株式会社の役員を兼務することにより、当社と同様に意思決定の適正が図られる体制を維持しております。

(b) 業務に関する管理

SRE AI Partners株式会社の業務管理は、当社が定める「関係会社管理規程」及び「業務分掌規程」により、当社コーポレートソリューション部が主管部署として実施しております。

SRE AI Partners株式会社の管理部門業務を当社が受託することにより、当社と同等の業務管理を行うとともに、当社管理部門の担当者がSRE AI Partners株式会社の管理部門を兼務することにより、子会社の業務の適正が図られる体制を維持しております。

d 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内とし、監査等委員である取締役は3名以内とする旨を定款に定めております。

e 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使できる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

f 取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除してから得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が萎縮せずに職務を執行できる環境を整備するためであります。また、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。なお、責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を限度としております。

g 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。

i 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

## (2)【役員の状況】

## 役員一覧

男性7名 女性1名（役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	西山 和良	1975年4月9日生	2003年7月 ソニー株式会社入社 2007年4月 同社ケミカル&エナジー事業本部・事業戦略室長 2012年4月 同社コーポレート企画推進部門・担当部長 2014年2月 同社SRE事業準備室長 2014年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 2018年3月 株式会社マネジメント・シェルパ・ソリューション取締役就任（現任） 2018年10月 SRE AI Partners株式会社代表取締役社長就任（現任）	(注)4.	600
取締役 不動産事業担当	河合 通恵	1963年12月13日生	1987年4月 東急不動産株式会社入社 2009年4月 東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社取締役執行役員就任 2014年4月 東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社取締役（非常勤）就任 東急不動産SCマネジメント株式会社取締役（非常勤）就任 東急不動産アクティブピア投信株式会社（現東急不動産リート・マネジメント株式会社）取締役（非常勤）就任 2015年4月 東急不動産アクティブピア投信株式会社（現東急不動産リート・マネジメント株式会社）代表取締役社長就任 2017年4月 東急不動産ホールディングス株式会社執行役員就任情報開発担当 2018年4月 東急不動産株式会社執行役員就任再開発担当 2019年5月 当社取締役就任（現任）	(注)4.	
取締役 AIソリューション事業担当	角田 智弘	1972年11月13日生	1998年4月 ソニー株式会社入社 2009年7月 同社技術開発本部統括課長 2014年10月 当社転籍執行役員就任/AIソリューショングループ統括部長 2018年10月 SRE AI Partners株式会社取締役就任（現任） 2019年6月 当社取締役就任（現任）	(注)4.	
取締役 不動産流通事業担当	清水 卓	1960年5月15日生	1993年4月 有楽土地住宅販売株式会社（現大成有楽不動産販売株式会社）入社 2014年4月 同社執行役員就任事業推進本部長 2017年1月 当社入社売却コンサルティング事業部副事業部長 2017年10月 当社住宅コンサルティング事業部副事業部長 2018年4月 当社執行役員就任 2018年6月 当社取締役就任（現任）	(注)4.	
取締役 事業管理・新規事業アライアンス担当	喜志 武弘	1972年10月10日生	2005年7月 ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）入社法務部配属 2014年4月 同社ヤフオク!カンパニー新規事業開発特命推進部長 2014年10月 同社メディアカンパニー新規事業開発/企業戦略本部M&A室 2015年8月 当社出向取締役就任 2017年9月 当社転籍取締役就任（現任）	(注)4.	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	小野 三郎	1948年10月17日生	1973年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社 2005年6月 株式会社大和証券ビジネスセンター常勤監査役就任 大和サンコー株式会社（現大和オフィスサービス株式会社）監査役就任 2009年9月 株式会社みのや常勤監査役就任 2014年1月 スターフェスティバル株式会社常勤監査役就任 2017年11月 当社常勤監査役就任 2018年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)5.	
取締役 (監査等委員)	齊藤 義範	1966年4月11日生	1989年4月 ソニー株式会社入社 1994年1月 Sony Overseas SA出向 1995年4月 Sony Europe Finance Plc.出向 1998年7月 ソニー株式会社帰任 / 財務部トレジャリー&グローバルセットマネジメントグループ課長 2001年1月 Sony Global Treasury Services Plc.東京支店支店長兼務 2004年11月 Sony Corp of America出向 / Vice President&Assistant Treasurer 2008年4月 Sony Electronics Inc出向 / Vice President&Treasurer 2011年4月 Sony Corp of America兼務 / Vice President&Assistant Treasurer 2011年4月 Sony Pictures Entertainment Inc 兼務 Vice President &Assistant Treasurer 2014年8月 ソニー株式会社帰任 / 経営企画管理部エンタテインメント・金融グループゼネラルマネジャー（現任） 2014年9月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント監査役就任（現任） 2014年9月 パブリッシングリンク株式会社取締役就任 2014年9月 株式会社アニマックスブロードキャスト・ジャパン取締役就任（現任） 2014年9月 株式会社ソニー・デジタルエンタテインメント・サービス取締役就任（現任） 2014年9月 日本映画放送株式会社取締役就任（現任） 2014年9月 株式会社スター・チャンネル取締役就任 2015年6月 株式会社AXNジャパン取締役就任 2015年12月 当社監査役就任 2016年6月 株式会社スター・チャンネル監査役就任 2017年1月 株式会社フロンテッジ取締役就任（現任） 2017年4月 株式会社キッズステーション取締役就任（現任） 2019年5月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)6.	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	原田 潤	1973年3月28日生	1997年4月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2001年7月 野村證券株式会社（現野村ホールディングス株式会社）入社 2001年8月 公認会計士登録 2003年11月 ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）入社 2004年11月 株式会社ライブドア入社 2006年8月 株式会社Prince&Partners取締役就任 2010年1月 株式会社ミッドタウンアセットマネジメント代表取締役就任 2012年3月 アライドアーキテツ株式会社監査役就任（現任） 2012年7月 あおばアドバイザーズ株式会社代表取締役就任（現任） 2012年8月 税理士登録 2015年5月 アルクテラス株式会社監査役就任（現任） 2015年6月 クーコム株式会社監査役就任（現任） 2017年8月 株式会社MEJ監査役就任 2018年8月 神宮前あおば税理士法人社員就任（現任） 2019年4月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)7.	
計					600

- (注) 1. 取締役（監査等委員）小野三郎及び取締役（監査等委員）原田潤は、社外取締役であります。
2. 取締役河合通恵の戸籍上の氏名は、石母田通恵であります。
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。  
委員長 小野三郎、委員 齊藤義範、委員 原田潤  
なお、小野三郎は、常勤の監査等委員であります。
4. 2019年6月17日開催の定時株主総会終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2018年6月18日開催の定時株主総会終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2019年5月15日から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 2019年4月1日から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
8. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。なお、本書提出日現在の執行役員は以下の2名で構成されております。

氏名	担当
青木 和大	ITプラットフォーム事業・企画マーケティング担当
久々湊 暁夫	経理財務・コーポレートソリューション担当



## 社外役員の状況

## a 社外取締役の員数

当社では社外取締役2名（ともに監査等委員）を選任しております。社外取締役（監査等委員）である小野三郎は新株予約権3,000個（9,000株）、社外取締役（監査等委員）である原田潤は新株予約権2,000個（6,000株）をそれぞれ有しております。それら以外に、当社と社外取締役である小野三郎及び原田潤との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

## b 社外取締役の機能及び役割、選任状況に関する考え方並びに当社との関係

社外取締役（監査等委員）である小野三郎は、大和証券株式会社において支店長や統括部長等を歴任したのち、4社において監査役を歴任した経験を有しており、ビジネスのみならず監査について高い知見を有していると考えられることから、当社社外取締役（監査等委員）に選任しております。

社外取締役（監査等委員）である原田潤は公認会計士及び税理士資格を有し、複数社において取締役及び監査役を歴任しており、経営及び経理財務面において高い知見と専門性を有していると考えられるため当社社外取締役（監査等委員）に選任しております。

当社では、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。現在選任している2名の社外取締役は、全て当社経営陣からの十分な独立性を確保できており、質量ともに社外取締役としての役職を果たすにふさわしい状況にあります。

## 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門の関係

内部監査担当者と社外取締役である監査等委員は、月1回定例のミーティングを実施し、業務運営における問題点、内部監査実施内容及び実施状況等について協議を行っております。また、社外取締役である監査等委員は、会計監査人と適宜ミーティングを行い、当社の業務運営における問題点等について意見交換を行っております。

なお、年1回、内部監査担当者、社外取締役である監査等委員及び会計監査人の三様監査ミーティングを実施し、内部監査担当者から監査等委員及び会計監査人に内部監査の実施状況を報告する等、三者間の意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員は3名でありその内の2名は社外取締役となっております。毎月1回監査等委員会を開催し、取締役が執行する業務の検討や監査等委員相互の意見交換を実施しております。また、監査等委員監査の実施については、それぞれの部門責任者に対するヒアリングを実施しております。

なお、社外取締役（常勤監査等委員）小野三郎は、大和証券株式会社において支店長や統括部長等を歴任したのち、4社において監査役を歴任した経験を有しております。社外取締役（非常勤監査等委員）原田潤は、公認会計士及び税理士資格を有し、複数社において取締役及び監査役を歴任しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役（非常勤監査等委員）齊藤義範は、ソニーグループ内の複数社において、監査役を歴任した経験を有しております。

内部監査の状況

当社では、全社の予算・実績の管理を行う事業管理室（1名）を内部監査担当部署とし、全社のコンプライアンスを担当する部署であるコーポレートソリューション部（担当者4名）と協働して内部監査を行っております。

事業管理室及びコーポレートソリューション部は、内部監査計画に基づき当社の各部門に対する定期的な内部監査を通じて、会社の業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、監査の結果については代表取締役及び監査等委員に報告され、業務の改善を促進しております。

内部監査担当者は、月次で常勤監査等委員と定例会議を実施し、内部監査の実施状況を監査等委員に報告するとともに監査等委員からの助言を受ける等、監査等委員との連携を図っております。

なお、会計監査人との連携については、会計監査人から経営者に対して行われる監査報告に、監査等委員、事業管理室長、経理財務担当執行役員が臨席し、会計監査の過程、結果を確認しております。また、内部統制部門であるコーポレートソリューション部は、これらの監査の結果を受けて、必要があれば社内規程の制定・改廃を行う等内部統制システムの整備に努めております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査につきましてはPwCあらた有限責任監査法人と契約しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

a 監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

b 業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び補助者の構成等は以下のとおりであります。なお、監査継続年数が7年以内であるため、年数の記載を省略しております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 鈴木直幸

公認会計士 宍戸賢市

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名 その他数名

c 監査法人の選定方針と理由

当社は、効率的で適切な会計監査を行っていることを、監査法人の選定方針としております。PwCあらた有限責任監査法人については、選定方針に適応した効率的で適切な監査を実施しております。また、2020年3月期のマザーズ上場に伴う審査対応と上場後の内部統制報告制度への適応を勧告し、会計監査人とする事が適切であると判断しました。

d 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人について、事前の監査計画、監査方法、監査時間及び監査実施体制の妥当性を評価基準として、評価を実施しております。

## 監査報酬の内容等

## a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	10,140	8,000	22,005	7,525
連結子会社	-	-	-	-
計	10,140	8,000	22,005	7,525

## b その他重要な報酬の内容

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

## c 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場準備及び財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務であります。

（最近連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場準備及び財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務であります。

## d 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬の額は、監査公認会計士等から提示された監査計画の内容や監査時間数等を勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

## e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、同意いたしました。

## (4)【役員の報酬等】

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役 員の員数 (人)
		固定報酬	評価連動報酬	
取締役(監査等委員及び社外取締 役を除く。)	63,079	40,251	22,828	5
監査等委員(社外取締役を除 く。)	-	-	-	-
社外役員	7,500	7,500	-	2

(注)報酬のない役員2名については、人員数に含めておりません。

役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等は、固定分と評価連動分を設定しております。固定分は、役位別、常勤・非常勤の別、評価連動分は、前年度の売上高、売上総利益、営業利益等の会社業績目標への達成度等を勘案して報酬額を決定しております。

2019年6月17日開催の定時株主総会において、監査等委員を除く取締役の報酬限度額は年額150百万円以内、監査等委員の報酬限度額は15百万円とそれぞれ決議されております。

監査等委員以外の取締役の報酬額は、上記限度額の範囲内で取締役会にて決定しております。この役員報酬の決定にあたっては、社外取締役を含むメンバーで構成される「報酬委員会」において審議することとしており、報酬決定プロセスの透明性向上を図っております。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、上記限度額の範囲内において、監査等委員会にて決定しております。

## (5)【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。  
当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (4) 当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

### 2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。  
なお、連結会計年度及び事業年度に係る監査報告書は、2019年11月14日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。  
なお、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期レビュー報告書は、2020年2月14日提出の四半期報告書に添付されたものによっております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するために、適切な財務報告のための社内体制構築、監査法人及び各種団体が主催するセミナーへの参加などを通じて、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		348,904
預け金		2,134,584
売掛金		56,568
たな卸資産		1,600,024
その他		129,053
流動資産合計		3,269,135
固定資産		
有形固定資産		
建物		105,853
減価償却累計額		43,671
建物（純額）		62,181
その他		32,349
減価償却累計額		19,543
その他（純額）		12,806
有形固定資産合計		74,988
無形固定資産		
ソフトウェア		353,714
その他		88,518
無形固定資産合計		442,232
投資その他の資産		
投資有価証券		2,99,460
繰延税金資産		85,801
その他		144,186
投資その他の資産合計		329,448
固定資産合計		846,669
資産合計		4,115,804

(単位:千円)

当連結会計年度  
(2019年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	198,220
未払金	79,687
未払費用	178,161
未払法人税等	36,249
賞与引当金	88,088
その他	232,024
流動負債合計	812,431
固定負債	
その他	123,886
固定負債合計	123,886
負債合計	936,318
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,822,450
資本剰余金	1,822,450
利益剰余金	467,586
株主資本合計	3,177,313
新株予約権	2,173
純資産合計	3,179,486
負債純資産合計	4,115,804

## 【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

当第3四半期連結会計期間  
(2019年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,524,890
売掛金	94,692
営業出資金	770,777
たな卸資産	2,982,595
その他	154,452
流動資産合計	8,527,409
固定資産	
有形固定資産	166,117
無形固定資産	
ソフトウェア	381,123
その他	85,835
無形固定資産合計	466,959
投資その他の資産	362,432
固定資産合計	995,509
資産合計	9,522,918
負債の部	
流動負債	
買掛金	768
未払金	52,923
未払費用	166,619
短期借入金	1,900,000
未払法人税等	124,339
賞与引当金	40,823
その他	214,772
流動負債合計	2,500,248
固定負債	
その他	140,997
固定負債合計	140,997
負債合計	2,641,245
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,538,550
資本剰余金	3,538,550
利益剰余金	200,812
株主資本合計	6,876,287
新株予約権	5,386
純資産合計	6,881,673
負債純資産合計	9,522,918



## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
売上高	2,896,438
売上原価	702,515
売上総利益	2,193,923
販売費及び一般管理費	1,176,682
営業利益	426,241
営業外収益	
受取利息	967
持分法による投資利益	9,460
その他	1,515
営業外収益合計	11,943
営業外費用	
支払利息	28
固定資産除却損	2,431
その他	674
営業外費用合計	3,135
経常利益	435,049
特別損失	
減損損失	30,598
本社等移転統合関連損失	19,471
関係会社清算損	856
特別損失合計	50,926
税金等調整前当期純利益	384,123
法人税、住民税及び事業税	26,980
法人税等調整額	97,574
法人税等合計	124,554
当期純利益	259,568
親会社株主に帰属する当期純利益	259,568

## 【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	259,568
包括利益	259,568
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	259,568
非支配株主に係る包括利益	-

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	2,217,839
売上原価	483,190
売上総利益	1,734,648
販売費及び一般管理費	1,295,588
営業利益	439,059
営業外収益	
受取利息	289
持分法による投資利益	10,646
その他	46
営業外収益合計	10,981
営業外費用	
支払利息	1,996
株式公開費用	31,145
その他	10
営業外費用合計	33,151
経常利益	416,890
特別損失	
固定資産除却損	11,419
特別損失合計	11,419
税金等調整前四半期純利益	405,470
法人税、住民税及び事業税	124,417
法人税等調整額	14,278
法人税等合計	138,696
四半期純利益	266,773
親会社株主に帰属する四半期純利益	266,773

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	266,773
四半期包括利益	266,773
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	266,773
非支配株主に係る四半期包括利益	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	1,822,450	1,822,450	727,155	2,917,744	1,060	2,918,804
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益			259,568	259,568		259,568
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					1,113	1,113
当期変動額合計	-	-	259,568	259,568	1,113	260,681
当期末残高	1,822,450	1,822,450	467,586	3,177,313	2,173	3,179,486

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	384,123
減価償却費	147,039
引当金の増減額（ は減少）	20,964
減損損失	30,598
本社等移転統合関連損失	19,471
関係会社清算損益（ は益）	856
受取利息及び受取配当金	967
支払利息	28
持分法による投資損益（ は益）	9,460
固定資産除却損	2,431
売上債権の増減額（ は増加）	11,531
たな卸資産の増減額（ は増加）	486,183
仕入債務の増減額（ は減少）	197,216
未払金及び未払費用の増減額（ は減少）	9,934
その他	73,435
小計	316,161
利息及び配当金の受取額	980
利息の支払額	28
法人税等の支払額	3,274
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>313,839</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	25,006
無形固定資産の取得による支出	159,063
関係会社の清算による収入	54,226
その他	77,184
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>207,027</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
新株予約権の発行による収入	1,113
その他	351
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>761</b>
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	107,573
現金及び現金同等物の期首残高	2,375,916
現金及び現金同等物の期末残高	2,483,489

## 【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

## 1. 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 SRE AI Partners株式会社

上記のSRE AI Partners株式会社は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

## (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法適用の関連会社数 1社

会社名 株式会社マネジメント・シェルパ・ソリューション

上記の株式会社マネジメント・シェルパ・ソリューションは、当期より連結開示を行ったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

## (2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

該当事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

## a 有価証券

当社及び連結子会社は主として移動平均法による原価法を採用しております。

## b たな卸資産

当社及び連結子会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## a 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

その他 2～10年

## b 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

## c リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

## (4) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに合理的に判断し、その効果が発現すると見積もられる期間の定額法により償却を行っており、負ののれんについては、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理をしております。

なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」( IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606 )を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法としております。



## （連結貸借対照表関係）

## 1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
販売用不動産	250,091千円
仕掛販売用不動産	346,812
貯蔵品	3,120

## 2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券（株式）	99,460千円

## （連結損益計算書関係）

## 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
広告宣伝費	115,207千円
給料及び手当	518,268
賞与引当金繰入額	88,088
減価償却費	147,039

## 2 関係会社清算損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式会社不動産仲介透明化フォーラム	856千円
計	856

## 3 減損損失

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)	連結損益計算書上 の計上科目
銀座オフィス（東京都中央区）他	事務所	建物他	30,598	減損損失

当社グループは、原則として各事業部が独立して活動している訳ではなく、主に不動産及び金融関連に係る『AI×リアル』ソリューションの実現による市場の拡大と収益の最大化を目標に全社シナジーによるビジネス展開をしているため、全社でグルーピングを行っており、遊休資産については個別の資産単位毎に把握しております。

当連結会計年度において、オフィス移転統合により銀座オフィスを一部返還し、銀座第2オフィス、第3オフィス、渋谷青山オフィスについては撤退するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、資産グループの回収可能価額は、建物、工具、器具及び備品については、使用価値により測定しており、割引率については将来キャッシュ・フローの見積期間が短期間であり、金額的影響が僅少なため、割引計算は行っておりません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	45,760	4,530,240	-	4,576,000
合計	45,760	4,530,240	-	4,576,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1. 当社は、2018年7月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加4,530,240株は、株式分割によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権(第1回新株予約権)	-	-	-	-	-	1,060
	ストック・オプションとしての新株予約権(第3回新株予約権)	-	-	-	-	-	1,113
合計			-	-	-	-	2,173

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
現金及び預金	348,904千円
預け金	2,134,584
現金及び現金同等物	2,483,489

## （リース取引関係）

## （借主側）

## オペレーティング・リース取引

## オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	24,498
1年超	155,475
合計	179,973

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らし必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

## （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	348,904	348,904	-
(2) 預け金	2,134,584	2,134,584	-
(3) 売掛金	56,568	56,568	-
資産計	2,540,058	2,540,058	-
(1) 買掛金	198,220	198,220	-
(2) 未払金	79,687	79,687	-
(3) 未払費用	178,161	178,161	-
(4) 未払法人税等	36,249	36,249	-
負債計	492,319	492,319	-

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 預け金、及び(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	当連結会計年度 (2019年3月31日)
関連会社株式	99,460

関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	348,904	-	-	-
預け金	2,134,584	-	-	-
売掛金	56,568	-	-	-
合計	2,540,058	-	-	-

## （有価証券関係）

関連会社株式（当連結会計年度の連結貸借対照表計上額99,460千円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## （デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

## 2．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度13,715千円であります。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社従業員 51名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 123,000株	普通株式 46,800株
付与日	2016年1月29日	2016年1月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2016年1月29日 至 2026年1月28日	自 2017年12月22日 至 2025年12月21日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社取締役（監査等委員） 2名 当社従業員 2名	当社従業員 91名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 79,500株	普通株式 35,800株
付与日	2018年8月6日	2018年8月6日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2018年8月6日 至 2028年8月5日	自 2020年6月18日 至 2028年6月17日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2018年7月5日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	79,500	35,800
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	79,500	-
未確定残	-	-	-	35,800
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	106,000	43,400	-	-
権利確定	-	-	79,500	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	11,700	-	-
未行使残	106,000	31,700	79,500	-

(注) 2018年7月5日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(注) (円)	900	900	1,200	1,200
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

(注) 2018年7月5日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法によっております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの  
権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	26,972千円
賞与引当金社会保険料	4,287
前受金	23,723
未払事業税	5,975
未確定債務	23,727
その他	15,787
繰延税金資産小計	100,471
評価性引当額	9,430
繰延税金資産合計	91,041
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	5,239
繰延税金負債合計	5,239
繰延税金資産（負債）の純額	85,801

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。



## （企業結合等関係）

## 共通支配下の取引等

## 1. 取引の概要

## （1）対象となった事業の名称及びその事業の内容

提出会社であるソニー不動産株式会社（現SREホールディングス株式会社）のAIソリューション事業を吸収分割の方法により、当社の連結子会社であるSRE AI Partners株式会社に承継することとし、2019年1月1日付で実施いたしました。

## （2）企業結合日

2019年1月1日

## （3）企業結合の法定形式

ソニー不動産株式会社を分割会社、SRE AI Partners株式会社を承継会社とする吸収分割

## （4）結合後企業の名称

SRE AI Partners株式会社

## （5）その他取引の概要に関する事項

当社グループはAI技術とコンサルティング（実業）を組み合わせたAIソリューション事業を今後大きく展開していく予定であり、ソニー不動産株式会社が提供していたAIソリューション事業をより機動的に推し進めていくため、連結子会社であるSRE AI Partners株式会社に移管いたしました。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## （資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## （セグメント情報等）

## 【セグメント情報】

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

## 【関連情報】

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## （1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マリオン	536,000	『AI×リアル』ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	ヤフー株式会社	東京都千代田区	8,939	広告業等	(被所有) 直接 43.71	共同開発契約の締結等 役員の兼任	共同開発に係る経費等の立替	375,775	流動資産その他	92,411

(注) 1. 価額等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めております。

3. ヤフー株式会社は、2019年10月1日よりZホールディングス株式会社に商号を変更しております。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ソニーコーポレートサービス株式会社	東京都港区	100	ソニーグループの人事・経理・総務業務の受託事業等	-	オフィスの賃貸借契約等	家賃の支払 敷金の差入	109,008 -	- 投資その他の資産 その他	- 64,881
	Sony Global Treasury Services Plc.	イギリス サリー	(米ドル) 74,000	ソニーグループの為替・資金取引の集約・一元管理事業等	-	資金の運用	資金の預入又は引出 利息の受取	135,461 966	預け金 流動資産その他	2,134,584 71

(注) 1. 原契約であるソニーコーポレートサービス株式会社の賃貸借契約に基づき、同社と契約内容を協議の上、転貸借契約を締結しております。

2. 資金の貸付について、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 資金の預入は、短期での預入、払戻を繰り返しているため、当該取引金額は、前期末残高との差額で表示しております。

4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ソニー株式会社（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所（米国）に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社に該当する会社はありません。

## (1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	231.45円
1株当たり当期純利益	18.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、2018年7月5日付で普通株式1株につき100株、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますので、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	259,568
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	259,568
普通株式の期中平均株式数(株)	13,728,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数116,677個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

（ストックオプションとしての新株予約権の発行）

当社は、2019年7月26日開催の臨時株主総会及び2019年8月2日開催の取締役会において、士気向上を目的に、当社役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2019年8月9日に発行いたしました。

1．第5回新株予約権の概要

- （1）新株予約権の付与日  
2019年8月9日
- （2）付与対象者の区分及び人数  
当社取締役 3名  
当社取締役（監査等委員） 1名  
当社従業員 5名
- （3）新株予約権の発行数  
35,700個
- （4）新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式35,700株（新株予約権1個につき1株）
- （5）新株予約権の行使時の払込金額  
1株につき5,900円
- （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額  
発行価格：1株につき5,990円  
資本組入額：1株につき2,995円
- （7）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額  
発行価格の総額：213,843,000円  
資本組入額の総額：106,921,500円
- （8）新株予約権の行使期間  
自 2022年7月27日 至 2029年7月26日

2．第6回新株予約権の概要

- （1）新株予約権の付与日  
2019年8月9日
- （2）付与対象者の区分及び人数  
当社従業員 30名
- （3）新株予約権の発行数  
11,600個
- （4）新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式11,600株（新株予約権1個につき1株）
- （5）新株予約権の行使時の払込金額  
1株につき5,900円
- （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額  
発行価格：1株につき5,900円  
資本組入額：1株につき2,950円
- （7）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額  
発行価格の総額：68,440,000円  
資本組入額の総額：34,220,000円
- （8）新株予約権の行使期間  
自 2022年7月27日 至 2029年7月26日

## （発行可能株式総数の増加及び株式分割）

## 1．発行可能株式総数の増加

## （1）理由

株式分割に備え、2019年7月26日開催の臨時株主総会において当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を増加いたしました。

## （2）内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

変更前	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 10,000,000株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 50,000,000株とする。

## （3）効力発生日

2019年7月26日

## 2．株式分割

## （1）目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性を高め、個人投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

## （2）決議日

2019年7月31日

## （3）株式分割の概要

株式分割にかかる基準日	2019年8月19日
株式分割の割合	当社普通株式1株を3株に分割
基準日において株主名簿に記載又は記録されている株主が有する株式にこの割合を乗じる	
分割により増加する株式数	9,152,000株
株式分割後の発行済株式総数	13,728,000株
株式分割の効力発生日	2019年8月20日

## （4）1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益	18.91円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間  
(自 2019年4月1日  
至 2019年12月31日)

減価償却費 138,507千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2019年12月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場にあたり、2019年12月18日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株式1,400,000株の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,715,875千円増加しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間末における資本金及び資本剰余金はそれぞれ3,538,550千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当社グループは、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	19円33銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	266,773
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	266,773
普通株式の期中平均株式数(株)	13,799,322
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	18円47銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	646,330
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、当社は2019年12月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から当四半期連結会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 当社は、2019年8月20日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	325	442	-	-
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	639	735	-	2020年～2024年
合計	964	1,177	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	299	183	162	90

## 【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。



## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	105,870	222,928
預け金	2,270,045	2,134,584
売掛金	45,037	40,327
たな卸資産	113,840	600,024
前渡金	12,750	20,750
前払費用	5,992	13,009
その他	129,749	96,417
流動資産合計	2,683,287	3,128,042
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	100,184	105,853
減価償却累計額	26,570	43,671
建物（純額）	73,613	62,181
工具、器具及び備品	28,083	30,338
減価償却累計額	13,382	18,591
工具、器具及び備品（純額）	14,701	11,747
リース資産	1,491	2,010
減価償却累計額	627	951
リース資産（純額）	863	1,059
有形固定資産合計	89,179	74,988
<b>無形固定資産</b>		
商標権	760	3,518
ソフトウェア	305,849	312,436
その他	84,452	84,999
無形固定資産合計	391,062	400,954
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	154,784	190,000
出資金	120	180
繰延税金資産	183,376	84,305
その他	66,881	144,006
投資その他の資産合計	405,161	418,491
固定資産合計	885,403	894,434
資産合計	3,568,691	4,022,476

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,003	198,220
リース債務	325	442
未払金	72,318	65,189
未払費用	155,545	178,153
未払法人税等	23,593	18,909
前受金	81,061	79,254
預り金	92,063	124,448
賞与引当金	109,052	87,716
資産除去債務	-	19,734
その他	4,871	8,144
流動負債合計	539,836	780,214
固定負債		
リース債務	639	735
資産除去債務	23,174	17,004
その他	86,236	106,146
固定負債合計	110,050	123,886
負債合計	649,886	904,100
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,822,450	1,822,450
資本剰余金		
資本準備金	1,822,450	1,822,450
資本剰余金合計	1,822,450	1,822,450
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	727,155	528,696
利益剰余金合計	727,155	528,696
株主資本合計	2,917,744	3,116,203
新株予約権	1,060	2,173
純資産合計	2,918,804	3,118,376
負債純資産合計	3,568,691	4,022,476

## 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	2,597,370	2,853,923
売上原価	817,092	702,515
売上総利益	1,780,277	2,151,408
販売費及び一般管理費	1,158,013	1,177,048
営業利益	197,263	380,940
営業外収益		
受取利息	978	966
その他	1,534	1,515
営業外収益合計	2,513	2,482
営業外費用		
支払利息	27	28
固定資産除却損	1,264	2,431
その他	2,464	674
営業外費用合計	3,757	3,135
経常利益	196,019	380,287
特別損失		
減損損失	-	30,598
本社等移転統合関連損失	-	19,471
関係会社清算損	-	2,856
特別損失合計	-	50,926
税引前当期純利益	196,019	329,361
法人税、住民税及び事業税	3,274	9,640
法人税等調整額	107,595	99,071
法人税等合計	104,320	108,711
当期純利益	300,340	220,650

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
仕入原価		730,001	89.3	651,037	92.7
労務費		245	0.0	-	-
経費		86,846	10.6	51,477	7.3
当期売上原価		817,092	100.0	702,515	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算によっております。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
外注加工費(千円)	49,559	4,682
調査費用及び諸手数料(千円)	14,101	21,621
業務委託費(千円)	12,441	15,466

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,822,450	1,822,450	1,822,450	1,027,495	1,027,495	2,617,404	1,230	2,618,634
当期変動額								
当期純利益				300,340	300,340	300,340		300,340
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							170	170
当期変動額合計	-	-	-	300,340	300,340	300,340	170	300,170
当期末残高	1,822,450	1,822,450	1,822,450	727,155	727,155	2,917,744	1,060	2,918,804

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,822,450	1,822,450	1,822,450	727,155	727,155	2,917,744	1,060	2,918,804
当期変動額								
分割型の会社分割による減少				22,192	22,192	22,192		22,192
当期純利益				220,650	220,650	220,650		220,650
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							1,113	1,113
当期変動額合計	-	-	-	198,458	198,458	198,458	1,113	199,571
当期末残高	1,822,450	1,822,450	1,822,450	528,696	528,696	3,116,203	2,173	3,118,376

【注記事項】

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 2～10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法としております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」187,411千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」4,034千円と相殺して、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」183,376千円として表示しており、変更前と比べて総資産が4,034千円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（1）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。

## (貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
販売用不動産	43,836千円	250,091千円
仕掛販売用不動産	63,862	346,812
貯蔵品	6,141	3,120

## (損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79%、当事業年度78%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21%、当事業年度22%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
広告宣伝費	79,818千円	115,207千円
給料及び手当	564,686	516,948
賞与引当金繰入額	109,052	87,716
減価償却費	104,046	146,292

- 2 関係会社清算損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式会社不動産仲介透明化フォーラム	- 千円	856千円
計	-	856

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式100,000千円、関連会社株式90,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式64,784千円、関連会社株式90,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	108,412千円	- 千円
賞与引当金	33,391	26,858
賞与引当金社会保険料	-	4,270
前受金	23,596	23,723
未払事業税	-	5,975
未確定債務	14,967	26,208
減価償却超過額	3,589	-
関係会社株式評価損	65,526	-
未払事業税	6,221	-
その他	8,047	11,940
繰延税金資産小計	263,749	98,974
評価性引当額	75,025	9,430
繰延税金資産合計	188,724	89,544
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,221	5,239
その他	126	-
繰延税金負債合計	5,347	5,239
繰延税金資産（負債）の純額	183,376	84,305

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	法定実効税率と税効果
（調整）		会計適用後の法人税等
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2	の負担率との間の差異
住民税均等割	1.7	が法定実効税率の100
評価性引当額の増減	89.0	分の5以下であるため
その他	0.1	注記を省略しております。
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.2	

## （企業結合等関係）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

## （重要な後発事象）

連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。



## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	100,184	32,695	27,026 (27,026)	105,853	43,671	17,101	62,181
工具、器具及び備品	28,083	5,827	3,572 (3,572)	30,338	18,591	5,209	11,747
リース資産	1,491	519	-	2,010	951	324	1,059
建設仮勘定	-	25,147	25,147	-	-	-	-
有形固定資産計	129,759	64,189	55,745 (30,598)	138,203	63,214	22,634	74,988
無形固定資産							
商標権	931	2,900	-	3,831	312	141	3,518
ソフトウェア	446,693	128,118	22,325	552,485	240,049	99,206	312,436
その他	109,152	26,472	1,615	134,009	49,010	24,310	84,999
無形固定資産計	556,776	157,491	23,940	690,326	289,372	123,658	400,954

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物の増加額	営業オフィスの開設	19,319千円
ソフトウェアの増加額	自社利用のシステム・ソフトウェア等	128,118千円
ソフトウェアの減少額	子会社SRE AI Partners株式会社への吸収分割承継	20,576千円

2. 当期減少額の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	109,052	87,716	109,052	-	87,716

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://sre-group.co.jp/ir/">https://sre-group.co.jp/ir/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類  
2019年11月14日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書  
2019年12月3日及び2019年12月11日関東財務局長に提出。  
2019年11月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第6期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
2019年12月19日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

### 第三部【提出会社の保証会社等の情報】

#### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

#### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

#### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

#### 第四部【特別情報】

##### 第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

##### 第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月7日

S R Eホールディングス株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 直幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 穴戸 賢市

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS R Eホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S R Eホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月7日

S R Eホールディングス株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 直幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 穴戸 賢市

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS R Eホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S R Eホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月14日

SREホールディングス株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木直幸  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 穴戸賢市  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSREホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、SREホールディングス株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。